

児童相談体制の強化に向けた令和7年度の取組状況

項目	令和7年度の取組内容	取組状況
(1)業務の標準化	<u>ケース移管や家庭復帰等の手続き</u> について、全国ルール of 解釈等に関するポイントを整理・取りまとめ・作成、実務者への普及啓発	・WGを4回開催（P3、P13） ・<u>ケース移管等に関する各ポイント</u>の策定（P4～P7）
	<u>東京ルール</u> について、見直しの検討、児相と子家セン間の円滑な連携に向けたポイントを整理・取りまとめ・作成、実務者への普及啓発	・WGを4回開催（再掲） ・<u>東京ルール及び共有ガイドラインの見直し案</u>作成（P8～P12）
	施設の入所調整の効率化に向けた具体的な検討	・施設の空き情報の見える化ツールの本格稼働 ・入所調整一元化の仕組みは4つのWG（都児相、区児相、都立施設、民間施設）にて検討中（次回説明）
(2)個別ケースに係る専門性向上	<u>困難事例等に関する相談支援や技術的援助・助言</u> を行う窓口の設置に向けた準備	・区市町村向けニーズ調査を実施 ・<u>専門相談窓口</u>のスキーム素案作成(P15～P18)
	事例共有システムを構築し、都児相、区児相、子家センからケース対応の事例を収集、共有化	・都児相・区市町村向けにシステム掲載項目のアンケート調査実施。システム構築中 ・事例収集の仕組み等を検討中（次回説明）
	<u>ケアニーズの高い児童への専門的な支援</u> に係る取組を推進	・<u>医療機関とのネットワーク</u>拡充、施設向けコンサル・医療ケア相談を推進（P19）
(3)人材育成の共同推進	<u>都区共同企画研修</u> を新たに実施、都トレセン研修と区研修所の研修を相互開放	・<u>共同企画研修及び相互開放研修</u>を実施中(P21)
	<u>新たな人事交流</u> の実施（都と区市町村間の相互交流など）に向けた課題整理、仕組みの構築	・区市町村向けに人材育成の現状等に関する調査を実施 ・<u>都児相と区市町村の相互派遣</u>などを推進（P22～P25）

(1) 業務の標準化

- ① ワーキンググループの取組状況**
- ② ワーキンググループの議論の概要**
 - ケース移管等の検討**
 - 東京ルールの運用状況の検証・見直し**
- ③ 業務の標準化の取組に係る今後のスケジュール**

- 令和6年度は、業務の標準化における「ケース移管等の手続き」や「東京ルール(※)の運用」に関する課題を整理
- 令和7年度は、令和6年度の議論を踏まえ、以下の取組を実施

(※) 児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール

<令和7年度ワーキンググループの検討内容>

- ① ケース移管等の検討
 - ✓ 令和6年度にまとめた検討すべき議論のポイントについて、ケース移管等に関する各ポイントの共通認識を策定
- ② 東京ルールの運用状況の検証・見直し
 - ✓ 令和6年度にまとめた検討すべき議論のポイントについて、都児相と子家センの円滑な連携に向けた各ポイントの共通認識を策定
 - ✓ また、現状や課題を踏まえて東京ルール及び共有ガイドラインの見直し案を作成

<ワーキンググループの開催状況>

開催日		議題
第1回	令和7年6月2日	ケース移管等の検討
第2回	令和7年7月16日	第1回ワーキングの振り返り、東京ルールの運用状況の検証・見直し①
第3回	令和7年8月20日	第2回ワーキングの振り返り、東京ルールの運用状況の検証・見直し②
第4回	令和7年9月18日	第3回ワーキングの振り返り、東京ルールのポイント整理、効果的な理解浸透促進の取組の検討、議論のまとめ

ケース移管等の検討

令和6年度に取りまとめた検討すべき議論のポイント

- 移管元から移管先への連絡や受理のタイミング
- 転居後の安全確認
- 移管先児相に提供すべき資料の内容や種類
- アセスメントシートの記載方法
- 管轄区域外への家庭復帰の進め方の共通認識
- 家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施 等



令和7年度は、上記ポイントを踏まえ議論を行い、
「移管の原則」「移管の具体的対応」「家庭復帰の流れ」の3つの柱で共通認識を整理

① 移管の原則の共通認識

ポイント整理

論点	WGでの主な意見	整理した共通認識例	参考資料
移管の判断に関する原則的な考え方	✓ 移管・情報提供の判断は、<u>全国ルールに基づくアセスメントシートを活用し、組織的に決定</u>している ✓ 移管・情報提供の判断の理由について、アセスメントシートの記載例があるとわかりやすい	• <u>全国ルールの遵守が大原則</u> • <u>アセスメントの根拠を必要書類に明記</u>の上、<u>移管元・移管先が十分な協議の実施</u>	P2

② 移管の具体的対応の共通認識

ポイント整理

論点	WGでの主な意見	整理した共通認識例	参考資料
転居事実が曖昧な場合の移管の取扱い	✓ 「1か月滞在したら滞在地管轄児相は原則移管を受け」等、移管の目安の期間を定めてはどうか ✓ 目安期間を定めると、それまで動かなくてもいいという判断になり、その間にリスクが高まる点が懸念 ✓ <u>移管は滞在期間の長短ではなくリスクで判断すべき</u>	• <u>滞在期間の長短を問わず</u>、転居の事実があると解釈しうる状況が確認されたら、速やかに移管	P3
「転居」に関する共通認識	✓ 「転居」の認識に差があると移管を受けてもらえない。<u>何をもって「転居の事実」とするかが重要</u> ✓ 移管の必要性は移管先の児相が判断するのではなく、居住実態が確認できれば移管先児相は受理し対応	• 「<u>転居の事実</u>」とは、<u>住基の異動がなくても、居住実態が移っている状態</u> • 「<u>居所を転々とする家庭</u>」の場合、<u>居住実態があれば管轄児相は原則受理し対応</u>	P4
児童記録票の記載内容	✓ <u>児相のアセスメントの結果と指導の方針・経過</u>は記載し、引き継ぐ必要がある ✓ <u>過去の医療・心理的関与経過</u>は、移管先児相が改めてケースをアセスメントする場合も必要	• 必要な情報をもれなく引き継ぐために記載すべき内容を整理（各種診断、援助指針等、児相の指導・助言、過去歴、こどもの状況、保護者の状況 等）	P5

② 移管の具体的対応の共通認識(つづき)

ポイント整理

論点	WGでの主な意見	整理した共通認識例	参考資料
移管元児相から移管先児相への第1報のタイミング	3つのパターンの事例を用いて、グループワークにより意見交換を実施 - 転居後の情報共有がスムーズになるよう、<u>転居予定の段階で一報し、転居後に移管の具体的調整を開始</u>する - 移管元児相から一報があれば<u>緊急受理会議を実施し、受理の可否を判断</u>する - 転居後の安全確認は、指導中であれば基本的に移管元児相が行うが、可能であれば移管先児相も同行する - 移管先には児童福祉司指導措置決定通知書の写しや保護者との約束事・説明資料を引き継ぐ <u>指導中移管の場合、転居先での生活状況、今後の生活場所や転居先についての確認が必要</u>なため、指導中である移管元児相が対応する	転居予定が確実な場合は、<u>転居予定が分かり次第</u>連絡	P6～8
移管先児相の受理のタイミング		<u>一報があったら緊急受理会議を実施</u>	
転居後の安全確認を誰がどのように行うか		家庭復帰のタイミングでの移管の場合、<u>移管元児相が安全確認を実施</u>するが、状況に応じ移管先児相も同行	
移管先児相に提供すべき資料の内容、種類		移管票・児童記録票・一時保護時の傷痕の写真等、必要な資料を一覧化	
追加調査を誰がどのように行うか		- 調査中移管で引継ぐ場合、必要に応じ<u>個別ケース検討会議</u>を実施 - 家庭復帰先が管轄外でも東京都内の場合は、<u>移管元児相が家庭復帰先の調査を行った上で方針を検討</u>	

③ 家庭復帰の流れの共通認識

ポイント整理

論点	WGでの主な意見	整理した共通認識例	参考資料
一時保護や施設入所等からの家庭復帰の流れ	✓ 家庭復帰前には原則個別ケース検討会議を開催する ✓ <u>子どもの意見聴取は、児童面接等の様々なタイミングで行うものであること明示</u>すべき	- 保護者・児相・児童・子家センそれぞれの視点からの役割や流れを図示して整理 - 保護者面接や親子面会、個別ケース検討会議等における留意点等を一覧化	P9～12

転居や家庭復帰に伴う自治体間におけるケース移管

R6年度に取りまとめた検討すべき議論のポイント

- 移管元から移管先への連絡や受理のタイミング
- 転居後の安全確認
- 移管先児相に提供すべき資料の内容や種類
- アセスメントシートの記載方法
- 管轄区域外への家庭復帰の進め方の共通認識
- 家庭復帰前の個別ケース検討会議の実施 等

R7年度 of 取組

- ワーキングを4回開催し、令和6年度にまとめた検討すべき議論のポイントについて、「移管の原則」「移管の具体的対応」「家庭復帰の流れ」の3つの柱で共通認識を整理
- 年度内に、効果的なルールの周知、理解・浸透促進に向けた取組を実施(研修実施、広報媒体等) (※1)ワーキンググループの議論まとめ

	ワーキングでの主な意見・議論の概要	整理した共通認識(例)
移管の原則の 共通認識	✓ 移管・情報提供の判断は、全国ルールに基づく一時保護決定に向けてのアセスメントシートを活用し、組織的に決定している	● 移管の判断に関する原則的な考え方(参考資料1(※1)P2) → <u>全国ルール(※2)の遵守が大原則</u> <u>アセスメント根拠を必要書類に明記の上、十分な協議の実施</u>
移管の 具体的対応の 共通認識	3つのパターンの事例を用いて、グループワークにより意見交換を実施 ✓ 児相のアセスメントの結果と指導の方針・経過は記載し、引き継ぐ必要がある ✓ 移管の必要性は移管先の児相が判断するのではなく、居住実態が確認できれば移管先児相は受理し対応する	● 児童票の記載内容(P5) → 必要な情報をもれなく引き継ぐために記載すべき内容を整理 ● 転居を把握した際の児童相談所の対応(P6～8) → <u>一報があったら緊急受理会議を実施</u> ● 転居事実が曖昧な場合の移管の取扱い等(P3) → <u>滞在期間の長短を問わず、転居の事実があると解釈しうる状況が確認されたら、速やかに移管</u>
家庭復帰の流れの 共通認識	✓ 子どもの意見聴取は、児童面接等の様々なタイミングで行うものであること明示すべき	● 一時保護や施設入所等からの家庭復帰の流れ(P9～12) → <u>保護者・児相・児童・子家センの視点から役割や流れを整理</u>

東京ルールの運用状況の検証・見直し

令和6年度に取りまとめた検討すべき議論のポイント

- 子家センから児相への送致等の目安とする**共通のツール**等
- 協議における**オンラインの活用促進**
- 送致における**児相と子家センの役割分担**
- **特定妊婦**に係る子家セン、児相の役割
- **手続の簡素化** 等



令和7年度は、上記ポイントを踏まえ議論を行い、
「特定妊婦」に関するルールの新設、「性的虐待対応」の取扱いの見直しを検討するとともに、
都児相と子家センの円滑な連携に向けたポイントの共通認識を整理

① 東京ルール・共有ガイドラインの見直しを行う事項	ルールの新設	参考資料
● <u>特定妊婦の取扱いを東京ルールに新たに設ける</u>こととし、東京ルール・ガイドラインの記載内容の一部変更を検討(下図のとおり) ✓ 援助要請を受けた児相は、乳児院入所や里親委託等を見据えたその後の対応に備えるとともに、必要な対応を<u>子家へ助言する</u> ✓ <u>子家への助言内容、将来的に児相機能が必要と考えられるケース</u>をガイドラインに記載 ＜改正後イメージ＞ ① 児童相談所に特定妊婦の情報が入った場合 特定妊婦の連絡、相談 → 【児童相談所】「養護・養育困難・その他」で受理 → 【児童相談所】支援センターへ『<u>送致</u>』 → 【支援センター】受理して要対協に登録 ② 支援センターに特定妊婦の情報が入った場合 特定妊婦の連絡、相談 → 【支援センター】受理して要対協に登録 → 【支援センター】児童相談所へ『<u>援助要請</u>』 → 【児童相談所】「養護・養育困難・その他」で受理 原則全ての事案。ただし、将来的に児相機能が必要だと児相が判断したケースは、送致とともに当所判断受理し対応 対象: 特に将来的に児童相談所の機能が必要と考えられるケース		P13 P14

WGでの主な意見

- 自治体によっては職員の異動も早く特定妊婦の調査が十分でない。援助要請として明記することで、子家、児相が共同で対応、児相が適切に子家に助言できる点はよい
- 自治体によっては、妊婦に対して早い段階から母子分離を提示される場合もある。初期段階での情報共有や、アセスメントを関係機関と共同で行うと、その後の支援がスムーズではないか
- 妊婦に養育意思がない場合でも、養育に向けた関係機関からの妊婦やその親族等への働きかけ(伴走)は必要である
- 特定妊婦は幅広であるため、リスクに応じた対応ができるようなルールづくりがされるとよい

① 東京ルール・共有ガイドラインの見直しを行う事項	ガイドライン見直し	参考資料
● <u>子家が性的虐待の通告を受けた場合</u>、以下のとおり共有ガイドラインの記載を一部変更 (見直し前)「援助要請」の上で、一定の要件の必要性があれば「送致」を行う (見直し後) <u>援助要請前置とせず、子家として可能な限り調査を行った上</u>、児童・保護者への聞き取り場面においては専門的機能を持つ児相が主担当として対応する必要があるとして <u>基本的に児相へ「送致」を行う</u> ✓ 子家が性的虐待通告を受けた場合、通告元に確認する具体的内容・調査を記載 ✓ <u>調査方針等について児相・子家間で協議を行い、ケース内容によっては援助要請で対応する場合について追記</u> ✓ 刑事事件として立件が想定される虐待事例についての留意点を追記		P15

WGでの主な意見

- 性的虐待の対応は警察が関与する案件が増えてきている。警察への相談のタイミングや判断も難しい。そういった意味でも、児相・子家間で協議の上で、最初から児相への送致を基本とするという点はよい
- 明確な被害の訴えではなく、内容が曖昧、不明瞭な場合は、援助要請にて同席面接を行い、具体的な被害内容を聴取したら児相が主担当となる。面接を経てもなお不明瞭な場合は、子家が主担当で児相と連携し対応を継続する
- ガイドラインに明記されることで、性的虐待は児相関与が必要な重篤な虐待だと関係機関に説明でき、対応に留意してもらえるのは子どもを守ることに繋がる
- 実際に子どもが何と言ったかを、逐語の形で通告元にまとめてもらうという点を盛り込むべき

② 運用状況を確認・ポイントを整理した事項

ガイドライン拡充

論点	WGでの主な意見・議論の概要	整理したポイント例	参考資料
子家から児相、 児相から子家 への連絡調整	(共通ツールの活用) ✓ リスクアセスメントシート等の共通ツールを基に協議をし、判断するのがよいのではないかと (子家が児相に伝える具体的な項目) ✓ 児童の意向、子家センの経過、送致の連絡時点での児童の居場所・状況は、送致の判断にあたり必要な情報。傷痕の写真は速やかに送付してほしい ✓ 一時保護の司法審査も開始されたため、児童が具体的に何と発言したか記録してほしい (児相と子家の役割分担) ✓ 過去の関与経過から、児相に対する拒否的な反応がある場合は、子家へ対応を打診をすることもある。逆の場合も同様	• <u>援助要請や送致の目安として共通ツールを活用することを確認</u> • 送致・援助要請の連絡調整の際、子家・児相双方がリスクアセスメントシートを活用 • 以下の項目について整理、<u>共有ガイドラインへの追記</u>を検討 ✓ 送致・援助要請の際に<u>子家が児相に伝える具体的な項目</u> ✓ <u>一時保護の必要性</u>に関する留意点 ✓ <u>子家から児相への連絡調整</u>に関するポイント ✓ 送致ケースにおける<u>児相と子家の役割分担例</u> ✓ <u>児相から子家への連絡調整</u>に関するポイント ✓ 「泣き声・怒鳴り声通告」等の<u>不明児童ケースを送致する際の考え方</u>	P16 ～ P22
手続の簡素化	✓ 児相と子家セン間の情報共有に係る文書内容の簡略化等に向けて、事務局にて<u>東京ルール・共有ガイドラインや送致書等の様式の一部変更案を提示</u>	• 東京ルール連絡調整の<u>様式の簡略化</u> • リスクアセスメントシート入力シート修正・使用上の留意点の内容整理 • <u>一時保護決定に向けたアセスメントシート(統合版)</u>の作成	P23 P24
協議における オンラインの活用促進	✓ 子家・児相間の連絡調整等において、<u>個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じ積極的にオンライン協議を活用</u>していく旨の認識を共有	• オンライン会議の積極的活用を確認 • <u>オンライン会議に関する事項の東京ルール・共有ガイドラインへの追記</u>を検討	P25

東京ルール（児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール）

R6年度に取りまとめた検討すべき議論のポイント

- 子家センから児相への送致等の目安とする共通のツール等
- 協議におけるオンラインの活用促進
- 送致における児相と子家センの役割分担
- 特定妊婦に係る子家セン、児相の役割
- 手続の簡素化
- 等

R7年度の実施

(※) 子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン

- 令和6年度にまとめた検討すべき議論のポイントについて、都児相と子家センの円滑な連携に向けたポイントの共通認識を策定
- また、現状や課題を踏まえて東京ルール及びガイドライン(※)の見直し案を作成し、今後、都児相・区児相・区市町村子家センあてに意見照会を予定
- 都区の円滑な連携に向けたポイント冊子を作成、効果的なルールの周知、理解・浸透促進に向けた取組を実施(研修実施、広報媒体等)

	ワーキングでの主な意見・議論の概要	見直し案のポイント・整理したポイント(例)
ルールの新設 (特定妊婦)	✓ 特定妊婦について、子家からは援助要請として明記することで、 <u>子家、児相が共同で対応、児相が適切に子家に助言できる点はよい</u>	・ <u>特定妊婦を東京ルールの対象とすることを明記</u> (P13,14) ✓ 児相に情報が入った場合は、原則全ての事案を子家センに「送致」 ✓ 子家センに情報が入った場合は、特に将来的に児相機能が必要と考えられる事案は、児相に「援助要請」
ガイドラインの見直し (性的虐待対応)	✓ 性的虐待対応は警察への相談のタイミングや判断が難しいため、 <u>児相・子家間で協議の上、最初から児相への送致を基本とするという点はよい</u>	・ <u>子家センが性的虐待の通告を受けた場合、援助要請前置とせず、子家として可能な限り調査を行った上で、基本的には児相へ「送致」を行う旨、ガイドラインを変更</u> (P15)
子家・児相間の 連絡調整等のポ イントの整理	✓ リスクアセスメントシート等の共通ツールを基に協議をし、判断するのがよいのではないかと ✓ <u>一時保護の司法審査も開始されたため、児童が具体的に何と発言したか記録</u> してほしい ✓ <u>個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じ積極的にオンライン協議を活用</u> していく旨の認識を共有	・ 連絡調整において、 <u>子家・児相双方がリスクアセスメントシート等を共通ツールとして活用</u> することを確認(P16) ・ 送致・援助要請の際に子家が児相に伝える具体的な項目、児相と子家の役割分担例等をガイドラインに記載(P17～22) ・ オンライン会議に関する事項を東京ルール・ガイドラインに追記する等、 <u>都全体で積極的に活用促進</u> (P25)

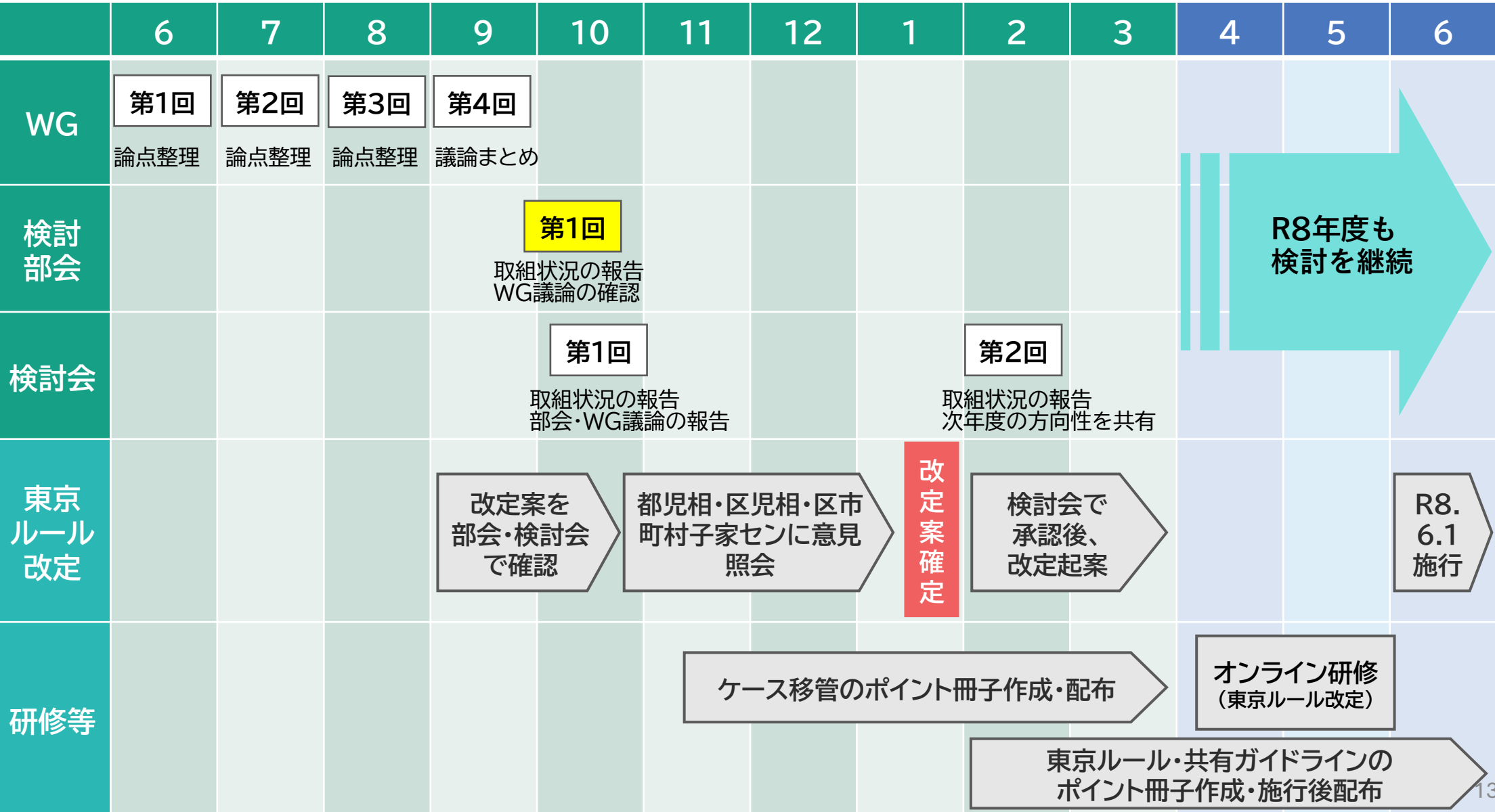
業務の標準化の取組に係る今後のスケジュール

ケース移管

年度内に、ポイント冊子を作成し、効果的なルール of 周知、理解・浸透促進に向けた取組実施

東京ルール

見直し案を検討部会・検討会で確認後、都児相・区児相・区市町村子家センあてに意見照会を予定
都区の円滑な連携に向けたポイント冊子を作成、効果的なルール of 周知、理解・浸透促進に向けた取組実施



(2) 個別ケースに係る専門性向上

- ① 専門相談窓口の設置について**
- ② ケアニーズの高い児童への専門的な支援**

都の専門職への相談ニーズ

※児童相談体制等に係る状況調査より

【子供家庭支援センター】 参考資料2 (児童相談体制における現状把握のための調査結果) P 3

○都の専門職への相談ニーズ

あり：48自治体 なし：12自治体

(相談したい主な内容)

- ・法律等のトラブル対応 32自治体 ・児相との調整案件 25自治体
- ・心理的ケアが必要な児童への対応 23自治体
- ・児相に話をする前段階での対応 22自治体

【区立児童相談所】 参考資料2 P 16、P 17

○都の専門課長への相談ニーズ

あり：9区 なし：1区

(相談したい主な内容)

- ・臨検捜索や親権停止・喪失への対応
- ・区では経験がないイレギュラーケース

○治療指導課への相談ニーズ

あり：8区 なし：2区

(相談したい主な内容)

- ・精神医学的な見立て等に関すること
- ・ケースワーク全般
- ・入院先の調整

○法律相談ニーズ

あり：5区 なし：5区

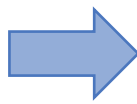
(相談したい主な内容)

- ・困難ケースへの多角的知見
- ・一時保護や措置についての法的観点



○子供家庭支援センターでは、法律トラブルや心理的ケアが必要な児童への対応、児童相談所との調整など、専門的な対応が求められる場面が多く自治体が苦慮

○区立児童相談所では、全ての区で弁護士や医師などの専門職が配置されているが、法的対応や困難ケース対応、ケアニーズの高い児童への支援等において課題を感じている児相もある



子供家庭支援センターにおける個別の困難事例等に関する相談支援や、区立児童相談所の求めに応じた技術的援助・助言を行う窓口を都児童相談センターに設置

専門相談窓口の位置づけ

- ・ 都内の子供家庭支援センター及び区立児童相談所を対象とし、相談者の職級等は問わない
- ・ 第三者的な立場での助言とし、助言を踏まえたケースワークの実施責任は子供家庭支援センターや児童相談所に帰属

相談内容

<子供家庭支援センター>

法律上のトラブル等への対応、育成相談、外国籍事案、児相との調整事案 等

<区立児童相談所>

困難ケース・レアケース対応（臨検・捜索、親権停止など）、施設や医療機関との連携に関すること、児童への支援に関すること（援助の手法、精神医学的な見立てなど） 等

対応者

福祉・心理・保護の専門課長・児童相談専門員、治療指導課職員(児童精神科医等)、総合連携課職員(福祉職)

相談方法

電話、オンライン、対面（希望に応じて実施）

対応時間

平日 9：30から17：00まで ※職員の体制等により、緊急での対応が困難な場合がある

開設時期

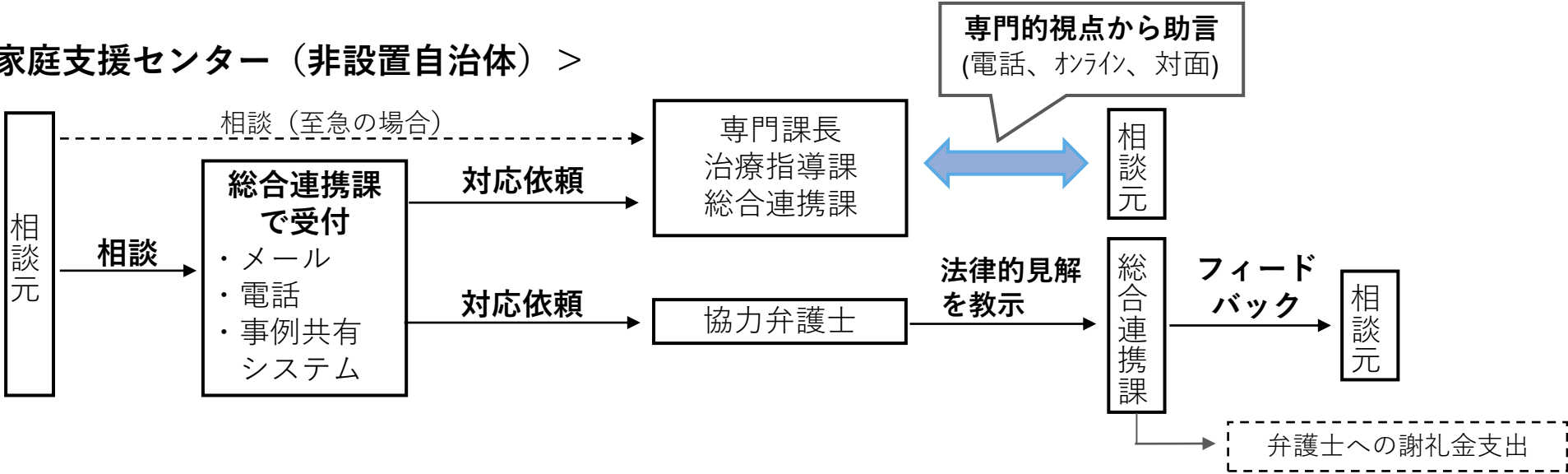
令和8年1月（開設から3ヶ月の試行期間を経て4月から本格運用）

その他

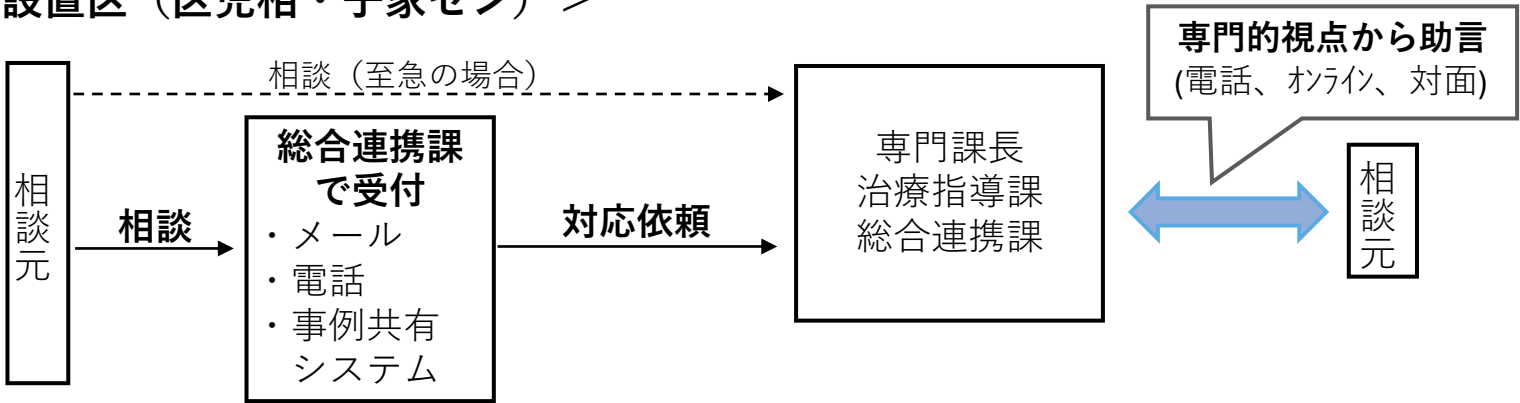
専門相談窓口の具体的な運用方法については別途策定の上、周知

相談のフロー

< 子供家庭支援センター（非設置自治体） >



< 児相設置区（区児相・子家セン） >



※児相設置区の子供家庭支援センターについても、求めがあれば相談を受け付けるが、内容によって管轄の区児相と調整させていただく場合がある

想定される相談内容

※「児童相談体制における現状把握のための調査」回答より

< 子供家庭支援センター >

相談内容

法律上のトラブル等への対応（離婚問題、親権問題など）

医療（心理的ケアが必要な児童への対応）

性的虐待（児童の記憶汚染防止、支援方針など）

育成相談（ひきこもり、不登校児、発達障がい児への対応など）

外国籍事案（住基がないケース、ビザや国籍等にかかわる手続き等の対応など）

児相に話をする前段階における対応（管轄児相への相談の進め方）

児相との調整事案（管轄児相との円滑な連携方法）

< 区立児童相談所 >

相談内容

困難案件・レアケース（親権停止・喪失、立入調査、臨検捜索に関する対応など）

児童の支援に関すること（援助の手法、医療へのつなぎ方、精神医学的見立て、診断や処方・児童や保護者への説明方法など）

医療機関との連携に関すること

取組の方向性

- ・ 都児相センター治療指導課が中心となり、心理治療的なケアや入院等が必要な児童が円滑に医療につながるよう 児童精神科（精神科）病床を有する医療機関とのネットワークの構築を進める
- ・ 治療指導課における 児童養護施設等へのコンサルティングを通じて、施設の対応力を強化

取組内容

1 医療機関連携ネットワークの構築

<医療機関連携ネットワーク会議の参加病院>

令和7年2月：14病院 → 令和7年9月：20病院に拡大（児童精神科 10病院、成人対象の精神科 10病院）

<会議の開催>

令和7年9月にオンライン開催し、各病院の医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、医事課等が出席
内容：一時保護委託費の取扱い、一時保護委託中の支援に係る意見交換

⇒ 今後の取組：ネットワーク会議を活用した都区児相と医療機関の連携強化に向けた取組を検討

2 児童養護施設等へのバックアップ

<施設コンサルテーション>

令和6年度：都立2施設 → 令和7年度：都立3施設

このほか、民間児童養護施設を含めた施設職員向けに訪問によるCARE研修を実施（R7：23施設（予定））

⇒ 今後の取組：施設コンサルテーション等を拡充し、施設の対応力を一層強化

(3) 人材育成の共同推進

- ① 合同研修の実施状況**
- ② 令和8年度の人事交流について**
- ③ 人材育成及び人事交流に係る中長期的な課題**

都区共同企画研修

1 中堅層強化

- 令和7年8月29日 基調講演「児童相談所・子供家庭支援センターにおけるマネジメント・リーダーシップ」実施
 - ・都児相、区児相、子家セン（区部、市町村部）職員 計76名参加
 - ・グループごとにディスカッションを行い、都と区市町村の垣根を超えた交流
- 今後、講義とグループワークによる研修を6回開催予定（令和7年9月～令和8年2月）

2 先進的取組の共有

- 虐待防止学会等で発表を行った演題について、改めて東京での児童相談分野での先進的な取組として都区児相、子家セン職員が共有（令和8年2月開催予定）

都区相互開放研修

1 面接スキルトレーニング研修（都）

- 都トレーニングセンターにて体験型演習を実施（5月～2月、1人5日間受講）
 - ・区児相職員 計11名参加

2 模擬個別ケース検討会議（都）

- 都区児相、子家センの職員が模擬個別ケース検討会議を通してお互いの立場や役割等に対する相互理解を深める
 - ・今後、6回開催予定（令和7年10月～令和8年3月）

3 司法面接（特別区職員研修所）

- 司法面接に係る講義、ロールプレイを実施（警察・検察と協同で実施）
 - ・令和7年5月、7月実施済 都児相職員 計6名参加
 - ・今後、2回開催予定（令和7年12月）

4 児童心理司リーダー研修（特別区職員研修所）

- 児童心理司のリーダーとして求められる最新の知識・技術を学ぶ（令和8年1月実施予定）

研修派遣の意向等

※児童相談体制等に係る状況調査より

< 子供家庭支援センター > 参考資料 2 P 4 ～ P 8

○都児相への研修派遣の意向（長期）

あり：9 区
要検討：8 区市町 なし：4 3 区市町村
⇒「なし」の主な理由
区：区児相設置済のため 市町村：人員の余裕がない

○都以外の自治体への研修派遣の意向（長期）

あり：3 区 ※区児相への派遣を希望
要検討：4 区市 なし：5 3 区市町村

○都児相職員の派遣受入の意向（長期）

あり：1 0 区市
相談の余地有：2 8 区市町村 なし：2 2 市町村

○人材育成や都との連携に係る課題や意見

- ・派遣を進め、互いの業務を理解できる職員を育成することは都区双方にとって有益
- ・都児相と子家センの相互派遣を希望
- ・都児相から子家センへの派遣を実現いただきたい
- ・児相による管内区市町村職員向けの研修やグループワークを通じた関係づくりができると良い
- ・児相の人材を確保して的確な助言ができる体制にしていきたい

< 区立児童相談所 > 参考資料 2 P 1 9、P 2 0

○都児相への研修派遣の意向（長期）

あり：1 区 要検討：2 区 なし：7 区

○区児相同士での研修派遣の意向（長期）

あり：1 区 要検討：4 区 なし：5 区

⇒都区間や区児相同士の研修派遣意向「なし」の主な理由

- ・自区内の育成が優先。長期的には検討
- ・開設間もないため

○都立施設への研修派遣の意向（長期）

要検討：1 区 なし：9 区

○都児相職員の派遣受入の意向（長期）

あり：1 区 相談の余地有：7 区
なし：2 区

○区児相設置後の人事交流の実績

あり：1 区 なし：9 区
※区間での保護所の職場体験

調査結果から見えてきた現状

- 子家センからは、派遣を進めることは都区双方にとって有益、都児相との相互派遣を希望といった意見があった
- 区児相については設置後間もない区も多く、現時点で都区間や区児相同士の派遣の動きはあまり見られないが、派遣の意向がある区も存在。また、都児相職員の派遣受入について検討の余地があるとしている区も多い
- これまで、区市町村から都児相への一方通行の派遣を行ってきたが、都児相についても、地域に身近な視点でのケースワークを経験し、区市町村との相互理解や顔の見える関係づくりを進めていくことが重要

都と区市町村の連携強化を一層進めるため、区市町村から都児相への派遣を引き続き行うとともに、新たに都児相から区市町村（子家セン、区児相）への派遣を開始

令和8年度に向けた取組（案）

○ 区市町村から都児相への派遣（長期（2年程度）・短期（5日程度））【継続】

○ 都児相と区市町村の相互交流（長期）【新規】

都と特定の自治体で職員を派遣し合う

- ・ 対象：【都】都児相 【区市町村】子家セン、区児相
- ・ 実施規模：都全体で若干名
- ・ 派遣期間：原則2年
- ・ 派遣開始：令和8年4月1日

- ・ 今後のスケジュール：
10月下旬、区市町村に意向調査を実施
その後、意向のあった自治体と個別に調整

※都児相から子家センへの短期間の実習についても今後実施を検討

取組の方向性

※令和6年2月、令和7年2月 児童相談体制等検討会資料より

- 共同の研修や人事交流を通じて、相談援助業務の高度な専門性を身につけるとともに、自治体間の『顔の見える関係』を構築
- 新たな人事交流の実施（都と区市町村間の相互交流など）に向けた課題整理、仕組みの構築

区市町村における人事異動や人材育成の現状

※児童相談体制等に係る状況調査・ヒアリングより

< 子供家庭支援センター > 参考資料2 P9～P13

< 区立児童相談所 > 参考資料2 P21～P23

○転入職員の主な転入元部署（分野）
（単位：自治体）
母子保健 26、生活福祉 26、障害 22、保育園 18、その他 15
（うち市町村部 母子保健 15、生活福祉 15、障害 15、保育園 7、その他 13）

○転出職員の主な異動先（分野）
生活福祉 28、障害 25、母子保健 20、高齢 10、その他 18
（うち市町村部 生活福祉 13、障害 16、母子保健 13、高齢 8、その他 17）

○心理支援専門員の配置状況
配置している 39 配置していない 21
（うち市町村部 配置している 17 配置していない 20）

○人材の確保・育成・定着や都と区市町村の連携についての課題や意見

- ・新採の配置が多く キャリア形成ができる頃に異動対象となる
- ・5年以上の経験者かつ コーディネート・指導育成ができる福祉・心理職の不足
- ・異動サイクルが3年であるため職員の育成が難しい
- ・児童以外の分野も含め区の福祉職として育成を考える必要
- ・市の職員は福祉分野以外も含めた異動があり児童福祉の経験が異動先で生かせない。転入者も未経験の場合が多い
- ・都児相派遣経験者が児相との調整やS Vで力を発揮している

○転入職員の主な転入元部署（分野）
（単位：区）
（児童福祉司）生活福祉 7、子家セン 6、障害 3、高齢 3、その他 3
（児童心理司）子家セン 1、教育 1、障害 2、その他 3

○転出職員の主な異動先（分野）
（児童福祉司）生活福祉 9、子家セン 6、障害 5、児童館 3、その他 1
（児童心理司）子家セン 7、教育 6、障害 2、その他 2

○児童相談所で従事する職員の異動先の確保やキャリアプランの策定等に当たっての課題や意見

- ・経験を蓄積した人材が異動し ノウハウの蓄積が困難
- ・心理職の異動先が限定
- ・専門性を向上できる異動先がない
- ・福祉職の キャリア形成が困難
- ・管理職の確保が困難
- ・他区や都との交流がないと専門性が向上しない
- ・人材育成等について 東京全体で議論したい
- ・現在は自区内における職員の育成が優先

調査・ヒアリング等から見てきた主な課題

【都児相】

- 児相間での人事異動を繰り返しながらキャリアアップと専門性向上を実現しているが、法的・専門的対応に特化しており、地域に身近な住民サービスの提供に係る知見は得られにくい

【区児相】

- 福祉分野の横断的な異動（児相、子家セン、生活保護、障害等）があり、地域に身近な住民サービスの提供に係る知見を体得できるが、児相間の異動がないため、専門性の蓄積や異動先の確保に課題がある

【子家セン】

- 福祉分野や他分野をまたいだ横断的な異動があり、地域に身近な住民サービスの提供に係る知見を体得できるが、職員の異動によりノウハウの蓄積・継承が円滑に進まない
- 専門職の配置が進まないなど人員体制に課題のある自治体もある（特に市町村部）

【共通】

- 経験年数が浅い職員が多く、スーパーバイズを担える職員の確保・育成が課題



職員の計画的な育成や専門性の向上は、都及び都内全ての区市町村における
共通の課題であり、人材育成や人事交流について協議・検討していくことが必要

ワーキンググループの議論まとめ

(1) ケース移管の検討

(2) 東京ルールの運用状況の検証・見直し

<ワーキングでの検討結果を4つの項目に分類>

ポイント整理

共通認識を持つためのポイントを整理した事項

ルールの新設

東京ルールに新たにルールを設ける事項

ガイドライン見直し

取扱いを変更し、ガイドラインを見直す事項

ガイドライン拡充

共通認識を持つためのポイントを整理し、ガイドラインに追記する事項

① ケース移管の原則に関する共通認識

アセスメントシートに準拠した移管の判断

- ・ 児童の居住地が担当児相の管轄区域外になる場合、転居先の居住地を所管する児相に対して行う「ケース移管」の手続は、「全国ルール」(※)に基づき運用
- ・ 全国ルールで規定されている「一時保護決定に向けたアセスメントシート」に基づく移管の判断について、原則的な考え方を整理

※ 転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ(全国児童相談所長会)

- 移管の取り扱いについては、全国ルール遵守が大原則。なお、個別の対応については、申合せ内容を共通理解としながら、実態等を勘案した上で、移管元、移管先との十分な協議の上決めていく。決定に当たっては、その判断の理由、アセスメントの根拠を必要書類に明記の上、十分な協議を行うこと。

アセスメントシート記載例

(移管・情報提供の判断の理由、アセスメントの根拠)

④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？		☒ はい ☐ いいえ
☒ 乳幼児		主訴は心理的虐待(児の面前での実父母の口論)。実父とは既に離婚・別居しており虐待者(実父)からの分離が図られている。母方祖父母の支援があり、母方実家で母子の生活も安定している。
☐ 生命に危険な行為		
☐ 例：頭部打撃、顔面攻撃、首絞め、シェキング(揺さぶられ)、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、()		
☐ 性的行為に至らない性的虐待、()		

② ケース移管の具体的対応に関する共通認識

一時滞在や転居事実が曖昧な場合の取扱い

- ✓ 一時滞在が長期化したり、転居事実が曖昧な場合、移管が円滑に進まないという課題があるため、移管の取扱いを再確認し、共通認識とするポイントを下記のとおり整理
- 調査中・指導中のケースの管轄外への滞在があり、転居等の予定が不明な場合、調査中・指導中の児相が生活実態等を確実に調査・確認(必要に応じ、一時滞在先管轄児相への「援助依頼」を活用)の上、滞在期間の長短を問わず、転居の事実があると解釈しうる状況が確認されたら、すみやかに移管を行う。
- 居住地を管轄する児相は、移管の協議を受けた場合、滞在期間の長短を問わず、居住実態が確認できれば受理し対応する

「転居」に関する共通認識

- ✓ 「転居の事実」の解釈、「転居を把握した際の児相の具体的対応」「移管を受けた児相の再アセスメント」について共通認識を確認

「転居の事実」とは	✓ 住基の異動がなくても、居住実態が移っている 具体的には・・・転校・転園手続、生活保護申請、元の居住地を引き払っている、近隣で就労した、家庭訪問にて居住を確認した等総合的に判断し、<u>客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっていると判断できるか</u>
「転居予定」との情報を得たら	✓ 転居先住所を保護者等に確認（転居後、住基異動を確認） ✓ 転居予定住所がわかり次第、移管先児相へ一報 ✓ 家庭訪問等により、転居先で生活していることを確認 ✓ 先方児相へ移管または情報提供することについて、児童・保護者に伝達 ✓ 情報提供の場合、転居先での生活状況の確認については遠方等の特段の理由がなければ情報提供元児相が実施
「居所を転々とする家庭」の場合	✓ <u>居住実態があれば管轄児相は原則受理</u>し対応する ✓ 転居後の安全確認の方法について、移管元・移管先児相間で確認 ✓ 居所を転々とし通告が繰り返される等リスクが高いと判断したケースは、転居事実を確実に確認し移管していく
転居先児相の再アセスメントの徹底	✓ 転居ケースを受理した場合には自ら再アセスメントを実施 ✓ 転居元児相から提供された情報で緊急性・重症度・継続的関与の必要性の判断が十分できない場合、不足している情報を移管元・情報提供元児相へ確認 ✓ 移管元と移管先でアセスメントに差が生じる場合、アセスメントの根拠を移管元・情報提供元児相へ確認⁴

児童記録票の記載内容の共通認識

- ✓ 児童記録票は自治体ごとに様式・内容が異なり記載内容が統一されていないが、移管においては必要な情報をもれなく引き継ぐことが重要であることから、児童記録票の記載内容の共通認識を確認

基本的事項	住所、氏名、性別、生年月日、所属機関、家族・親族情報、続柄
各種診断	社会診断、心理診断、行動診断、医学診断
援助指針等	アセスメントの結果と援助指針選択の理由、児童福祉司・継続指導の内容
子どもの意見 保護者の様子	面接内容、保護者等の言動（意見聴取等措置で子どもから聴取した意見は、日時場所、説明方法・内容、聴取内容、子どもの反応・様子、所見を記載）
児相の指導・助言	子どもや保護者等に指導・助言した事項、福祉司指導・継続指導の経過
過去歴	児相歴、子家歴、施設入所歴、家裁・警察係属歴
子どもの状況	母子手帳、保健センター情報からの子どもの発育の経過、乳幼児健康診査歴等の情報 就学、就園歴、子どもの育ちの過程でのエピソード（入院など）、子どもの発育への保護者の思いなど、子どもの性格・行動の特徴、障害・手帳の有無、病歴、効果的だったアプローチ方法・関わり方のポイント、援助内容のノウハウ 限界線の設定（どのようなリスクが積み重なれば援助方針の転換を行うか）
保護者の状況	保護者の就労状況、職業、経済状況、成育歴、性格、価値観、家族、親族や近隣との人間関係、保護者の医療情報、障害・手帳の有無、病歴、効果的だったアプローチ方法・関わり方のポイント、援助内容のノウハウ 限界線の設定（どのようなリスクが積み重なれば援助方針の転換を行うか）
親族の状況	同上
関係機関情報	所属機関、関与機関の子ども・保護者評価
利用できる資源	家庭内外におけるキーパーソン・利用できる社会資源の名称、連絡先等

ケース移管の具体的対応の共通認識

- ケース移管に関する以下の5つの事項について、共通認識とするポイントを整理
 - 1. 移管元児相から移管先児相への**第1報のタイミング**
 - 2. 移管先児相の**受理のタイミング**
 - 3. **転居後の安全確認**を誰がどのように行うか
 - 4. 移管先児相に**提供すべき資料**の内容、種類
 - 5. **追加調査**を誰がどのように行うか
- ✓ 取りまとめたポイントは下記のとおり

1

第1報の タイミング

- 転居予定(日付、住所等具体性がある場合等)が確実な場合は、**転居予定が分かり次第**連絡
- 一時保護からの家庭復帰を伴う移管の場合、**移管元児相の方針が固まり次第**、家庭復帰前に移管先児相へ一報
- 指導中のケースが管轄外へ転居した場合、**居住している可能性・調査を行う旨**を居住地を管轄する児相へ一報。**指導中児相が原則転居先を調査・把握**する。転居先が定まるまで、関係児相へ随時情報共有し必要に応じ連携

2

受理の タイミング

★一報があったら緊急受理会議を実施する

- 転居予定の時点で受理するか、一旦受理保留とし身柄が移った際に受理するかは児相により判断
- 移管に際して保護者等(将来的に引取を希望する親権者で、虐待加害者)と子の居住地が異なる場合、当該保護者等への指導、子の生活状況の確認をどのように行っていくか、児相間で調整
- 移管のタイミングについては、児相間で整理
- 指導中のケースが転居した場合、指導中児相が調査の上、確実に管内に居住していることがわかれば受理、指導中児相と連携し対応する。**緊急時の対応(警察の身柄通告になった場合等)について、指導中児相と確認**しておく
- **受理についての判断の幅**は残す必要がある(当初判断受理ができる余地を残す)

3

転居後の 安全確認

- 転居後、現認する(リスクによっては間接現認も可)。移管元児相もすみやかに面接を実施
- 家庭復帰のタイミングでの移管の場合、**移管元児相が安全確認を実施**するが、状況に応じ移管先児相も同行
- 指導中の場合は、指導中児相が所属機関と連携し、転居先訪問等を実施。状況に応じ居住地管轄児相も同行

4

提供すべき資料

指導中移管	移管票	児童記録票(心理所見含む)
	児への適切な関わり方の資料	一時保護時の傷痕の写真等
	児相の指導経過が分かる記録	児童福祉司指導措置決定通知書の写し
	児童通告書	指導開始時に保護者と決めた約束事等が分かる資料等
調査中移管	移管票	児童記録票(心理所見・一時保護の記録等含む)
	児相の指導経過が分かる記録	児童通告書
	傷痕の写真等	
	※ 調査中移管の場合、児童・家庭について未調査の部分もある状態での移管となるため、移管先児相へ提供する資料に限られるが、虐待の場合はリスクを正確に伝えるために必要な資料を漏れなく提供する	
情報提供	情報提供票	必要に応じ、上記指導中移管の際に提供する資料

5

追加調査

- 調査中移管で引継ぐ場合、必要に応じ個別ケース検討会議を実施。移管元児相が調査済の事項、未調査の事項を引き継ぐ
- 保護解除のタイミングで移管の場合、原則家庭復帰前に個別ケース検討会議を実施。移管のタイミングや指導対象、内容について児相間で協議。子の生活状況の確認は移管先児相が実施
- 家庭復帰先が管轄外であっても、移管元児相が家庭復帰先の調査を行った上で方針を検討する。家庭復帰先が遠方等の理由がある場合は、家庭復帰先の管轄児相へ調査依頼を出す
- 指導中の場合は、指導中児相が調査を実施、転居先を把握する。転居先が遠方であれば調査依頼を出す

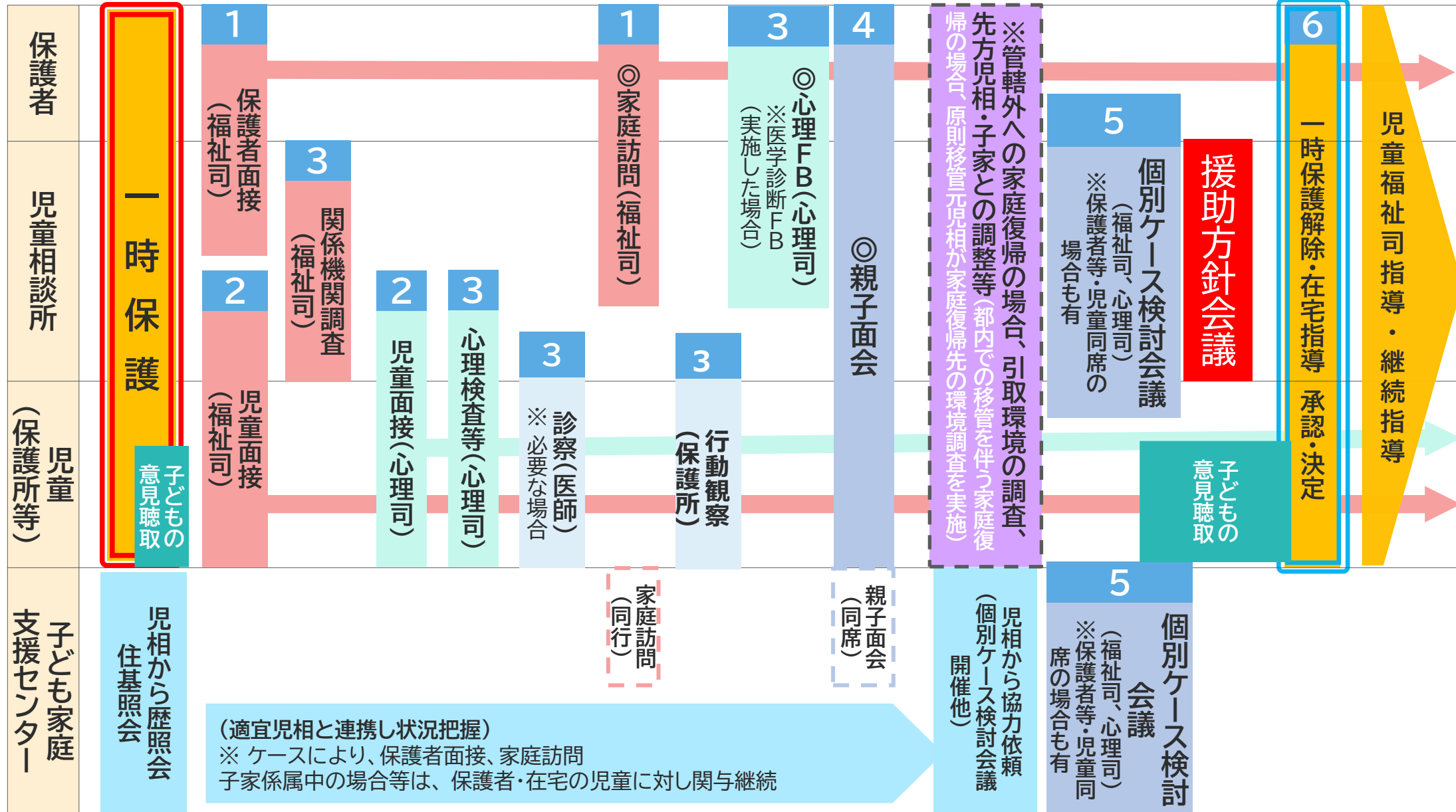
8

(1) ケース移管の検討

ポイント整理

家庭復帰の流れ(一時保護から)の共通認識

- ※ 全てのケースが当てはまるわけではありません。一般的な流れ(案)を示しています。
- ※ ①～④までの順番は前後することもあります。



→ 一時保護中に複数回実施

◎ 複数回実施する場合もある

必要に応じ子家と連携し実施

(1) ケース移管の検討

ポイント整理

1	保護者 面接	● 一時保護に至る状況の確認・原因の振り返り ● 子どもの成育歴、保護者の成育歴の確認、これまでの養育の振り返り、養育環境・活用できる社会資源の確認 ● 再発防止のための改善策の検討
2	児童 面接	● 一時保護に至る状況の確認・原因の振り返り ● 子どもの成育歴の確認、保護者への気持ち、今後の生活に関する意向の確認、子どもの意見聴取 ● 再発防止のための改善策の検討
3	調査 各種診断	● 心理・医学診断のフィードバックにより、子ども・保護者が、子どもの特徴への理解を深める ● 通院先への保護者の医療情報確認・虐待カウンセリング(保護者の医師面接)等により、保護者の状態を把握 ● 所属・関係機関への調査により、所属・関係機関からの保護者・子どもの評価を把握 ● 各種診断(社会・心理・医学・行動)により、子ども・家庭の問題の本質を分析、最善の援助を検討
4	親子 面会	● 再発防止のための改善策を親子・児相間で共有 ● 子どもの気持ち、希望を伝える ● 親子関係の変化の確認
5	個別ケース 検討会議	● 地域の関係機関と、児相の対応経過・アセスメントの結果・再発防止のための改善策・家庭復帰の時期を共有 ● 家庭復帰の際、危機的状況が起きた時とは違う支援(者)が入っていることを確認 ● 家庭復帰後の地域での見守り体制の構築・役割分担、次に危機的状況が起きた時の対応を確認 ● 同居家族の変化(家族構成の変更等)を関係者間で速やかに共有することを標準化
6	一時保護 解除	● 保護者・子どもに、今後の児相・地域の関係機関の関わり方、関与の見通しを伝える ● 解除後は在宅指導となるが、在宅生活状況により、指導解除(児相関与終了)となる旨を説明

子どもの 意見聴取

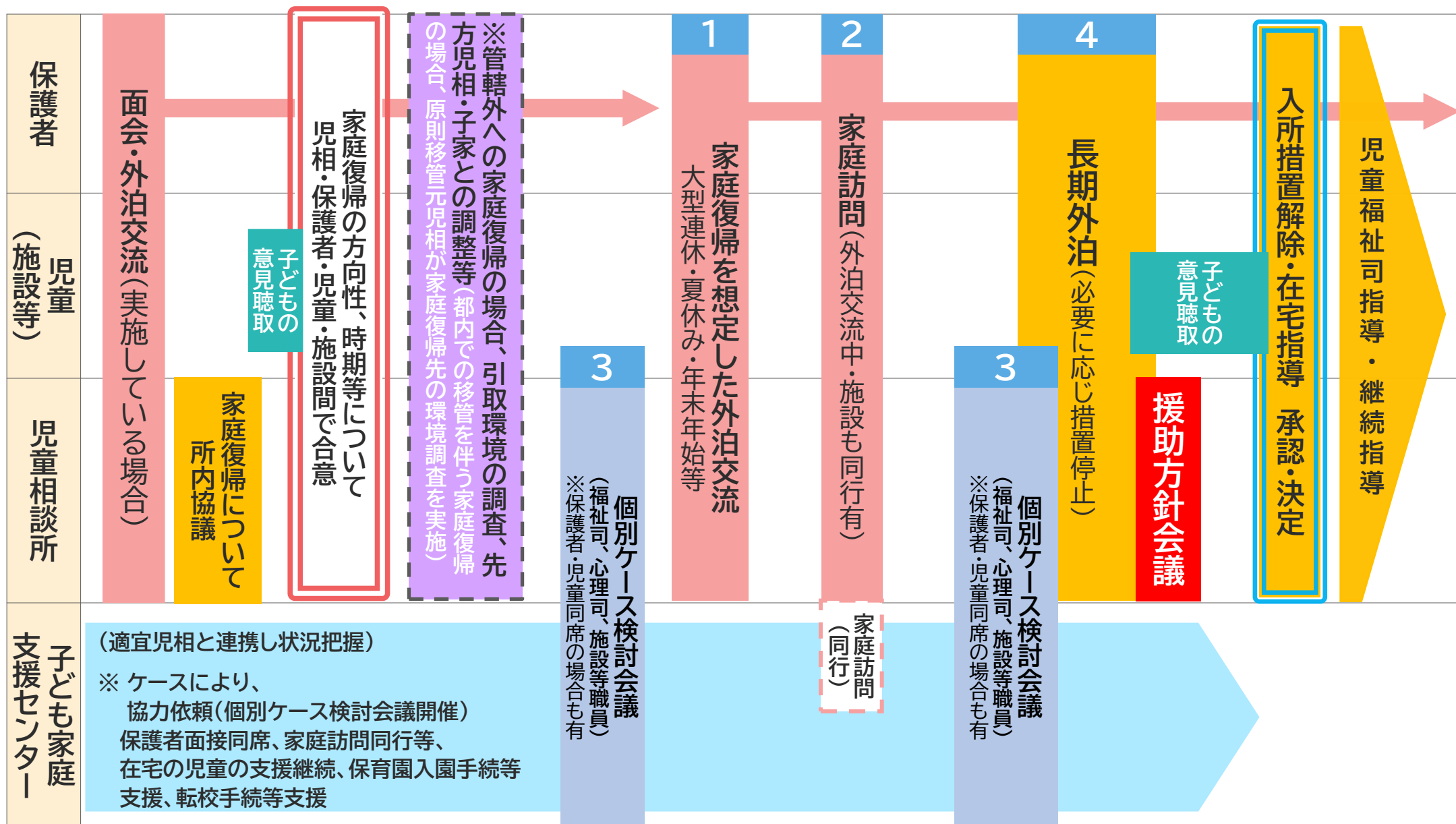
子どもの意見又は意向を勘案し措置等を行うため、在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等(措置等の解除、停止、変更、期間更新時も同様)に、意見聴取を実施

(1) ケース移管の検討

ポイント整理

家庭復帰の流れ(施設等から)の共通認識

※ 全てのケースが当てはまるわけではありません。
一般的な流れ(案)を示しています。



→ 家庭復帰前に複数回実施。徐々に頻度を増やし、期間を伸ばす。

必要に応じて子家と連携し実施

1	外泊交流	● 子ども、保護者と面接等を通じ外泊交流の状況を確認(施設も子どもから状況を確認) ● 親子関係の変化の確認 ● 保護者、子どもが親子で生活するイメージを持つ ● 家庭復帰後の生活で起こりうる課題を把握、解決策を検討
2	家庭訪問	● 外泊交流中の状況を直接確認 ● 親子関係の変化の確認 ● 保護者、子どもが親子で生活する具体的なイメージを持つ ● 家庭復帰後の生活で起こりうる具体的な課題を把握、解決策を検討
3	個別ケース検討会議	● 地域の関係機関と、児相の経過・現在のアセスメントの結果・再発防止のための改善策・家庭復帰の時期を共有 ● 家庭復帰の際、入所等措置時と異なる支援(者)が入っている、または家庭状況・児童の状況が変化していることを確認 ● 家庭復帰後の地域での見守り体制の構築・役割分担、次に危機的状況が起きた時の対応を確認 ● 同居家族の変化(家族構成の変更等)を関係者間で速やかに共有することを標準化
4	長期外泊	● 家庭訪問、面接、所属先調査等で生活状況を確認 ● 外泊中に生活状況が一定程度落ち着いていればそのまま入所措置解除、在宅指導へ切り替え ● 保護者・子どもに、今後の児相・地域の関係機関の関わり方、関与の見通しを伝える ● 解除後は在宅指導となるが、在宅生活状況により、指導解除(児相関与終了)となる旨を説明

子どもの意見聴取

子どもの意見又は意向を勘案し措置等を行うため、在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等(措置等の解除、停止、変更、期間更新時も同様)に、意見聴取を実施

東京ルール・共有ガイドラインの見直しを行う事項(特定妊婦)

- ✓ 特定妊婦について、東京ルールに定めがないことで児童相談所と区市町村間の認識の相違が生じたり、ケースの取扱いが曖昧になるといった課題があるため、東京ルール・共有ガイドラインの見直しを検討
- 特定妊婦の取扱いを東京ルールに新たに設けることとし、東京ルール・共有ガイドラインの記載内容の一部変更を検討(下図のとおり)

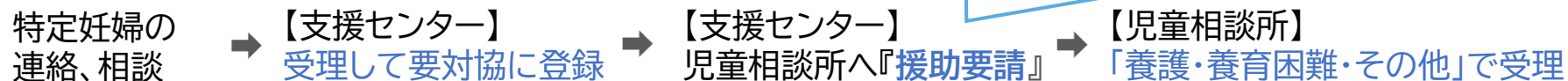
改正後イメージ

①児童相談所に特定妊婦の情報が入った場合



原則全ての事案。ただし、将来的に児相機能が必要だと児相が判断したケースは、送致とともに当所判断で再度受理し対応

②支援センターに特定妊婦の情報が入った場合



対象:特に将来的に児童相談所の機能が必要と考えられるケース

- 援助要請を受けた児相は、乳児院入所や里親委託等を見据えたその後の対応に備えるとともに、必要な対応を子家へ助言する
- 子家への助言内容、将来的に児相機能が必要と考えられるケースについて共有ガイドラインに記載

東京ルール・共有ガイドラインの見直しを行う事項(特定妊婦)

共有ガイドラインに以下の内容を追記

【将来的に児相機能が必要と考えられるケース】

- 関係機関の働きかけがあっても妊婦に出産後の養育意思がなく、他に養育できる親族等も見込めない場合
- 関係機関の働きかけがあっても出産後の児童虐待のリスクが非常に高い場合

例：妊婦健康診査の未受診、育児用品等の準備など出産後の育児環境が十分に整っていないこと、育児に関する知識や育児への適切なサポート体制の不足等により、出産後の乳児の安全及び健全な発育を保障することができていない場合

参考：一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル第2章3(3)エ 児童虐待を受けるおそれがある場合○具体的な考え方等

【児童相談所が援助要請を受理した際に、子家へ行う助言】

- 生活基盤(衣食住)が安定しているかの確認についての調査方法・内容の助言
- 新生児を養育できる家庭環境にあるかの家庭訪問調査についての助言
- 妊婦及びその家族が安全に新生児を養育できるか(誰が、どこで、新生児を養育しようと考えているかの調査含む)のアセスメントについての助言
- 支援方針の見直しを行う状況や関係機関の役割分担についての助言

東京ルール・共有ガイドラインの見直しを行う事項(性的虐待対応)

- ✓ 性的虐待対応については、令和5年の刑事訴訟法改正もあり、児童・保護者への聞き取りは基本的に児相が対応しているため、共有ガイドラインの見直しを検討
- **子家が性的虐待の通告を受けた場合**、以下のとおり共有ガイドラインの記載を一部変更することを検討
(見直し前)「援助要請」の上で、一定の要件の必要性があれば「送致」を行う
(見直し後)**援助要請前置とせず、子家として可能な限り調査を行った上**、児童・保護者への聞き取り場面においては専門的機能を持つ児相が主担当として対応する必要があるとして**基本的に児相へ「送致」を行う**
- ✓ 子家が性的虐待通告を受けた場合、通告元に確認する具体的内容・調査を記載
- ✓ 調査方針等について児相・子家間で協議を行い、ケース内容によっては援助要請で対応する場合について追記
- ✓ 刑事事件として立件が想定される虐待事例についての留意点を追記

【援助要請として想定される事例】

- ①本人への直接的性暴力被害以外の性的虐待疑い
(ポルノ情報を見せる・目に触れるところに放置する等)
- ②何らかの性被害発生を疑わせる(示唆する)発言等
(異性の保護者との入浴(年齢・子の違和感を確認)、風呂で体を洗われる・洗わされる(内容不明確)、入浴・トイレ・着替えを覗かれる(疑い含む)、年長の異性が裸でうろうろする・性器が見えている(疑い含む)、下着を盗まれる等)

制度改正の反映

令和6年度のワーキングにおいて確認した運用状況は以下のとおり

- ・ 利用勧奨は行っているが、利用措置は現時点で未実施。また、サポートプランは作成しているが、支援対象者と一緒に作成することが難しい
- ・ こども家庭センターは設置しているが、サポートプラン作成は検討段階

- こども家庭センターの設置・運用状況等を踏まえ、児相との新たな連携の在り方等について今後検討

運用状況を確認・ポイントを整理した事項(子家センから児相への連絡調整)

以下の項目について、共有ガイドラインへの追記を検討

- ✓ 援助要請や送致の目安とする共通のツール等の活用方法について(下記のとおり)
- ✓ 送致・援助要請の際、子家が児相に伝える項目の具体例(P17)
- ✓ 一時保護の必要性に関する留意点について(P18)
- ✓ 子家から児相への連絡調整に関するポイントについて(P19)

【送致の判断基準】

- 子家が一時保護を求める場合の判断基準として、一時保護決定に向けてのアセスメントシート・フローチャートを活用
- 送致・援助要請の連絡調整の際、子家・児相双方がリスクアセスメントシートを活用(一時保護を求める場合は一時保護決定に向けてのアセスメントシート・フローチャートも活用)
※ 連絡調整の際は、必要に応じオンライン協議を活用

【留意事項】

- 児相は子家からの送致・援助要請を受けた場合、子家の「組織判断」であることを踏まえて受理
- 児相は子家からの「送致」を受け対応した結果一時保護を行わない場合、子家に丁寧に説明(必要に応じ一時保護決定に向けてのアセスメントシート・フローチャート・リスクアセスメントシート等の共通ツールを用いて説明)を行い、今後の児相と子家の役割分担について協議

送致・援助要請の際、子家が児相に伝える項目

①	基本情報	住所、氏名、生年月日、所属等世帯員全員の情報、子家歴、きょうだいの受理状況
②	送致・援助要請の理由	送致：児相機能の何が必要か / 援助要請：児相のどの関りが必要か
③	送致に至る経過	・ 受理日、主訴、相談経路、相談内容、過去歴 (いつ、どこから、どのような相談・通告を受け、いつ受理したか) ・ 子家の対応経過 (どのような調査・指導助言をし、保護者・児童の状況はどうなったか、子家での対応が難しい場合はその理由を、具体的に) ・ 虐待の場合、虐待内容・頻度が具体的にわかる資料 (傷痕等、写真等のデータの即時送付、体重増加等の具体的な数値、診療情報提供書等) ・ 子家の見立て(保護者・児の評価)、子家が調査した所属、関係機関の児童・保護者の評価 ・ 子家が把握している親族の情報、子どもの気持ち・意向(子どもの具体的な発言内容、帰宅拒否の場合はその具体的理由) ・ 子どもの最終安全確認日、安全確認の方法 ・ 送致連絡時点での子どもの現在地、具体的状況
④	子家が送致・援助要請が必要だと判断したポイント	
⑤	子家のリスク評価 ※ 虐待の場合	
⑥	時間的制約	下校時刻、お迎えの時間等

※緊急度に応じ、実際の送致・援助要請場面で伝える項目は取捨選択する。子家は、情報が揃わないことを理由に送致の連絡を遅らせない¹⁷

一時保護の必要性に関する具体的な留意点

● 一時保護以外の分離の可能性はあるか

保護者の不調による養育負担や、親子の関係不調が原因の場合等で、一時保護所での行動観察・心理診断等が必ずしも必要ではない(在宅での調査が可能)場合、親族による一時的な養育が可能か、虐待者以外の大人と一緒に避難できる先があるか、ショートステイの活用等検討

● 一時保護についての児童の同意があるか

児童の同意は一時保護の要件ではないが、児童の明確な拒否がある状態では一時保護が困難であるため、別の対応を検討する

例)訪問・呼出等で保護者と面接し、虐待について注意喚起、緊急時のSOSの出し方を具体的に児童に教え、翌日に学校で面接を実施。
現認の方法、児の状況の変化を把握する方法について、関係機関と確認しておく

例)訪問・呼出等で保護者と面接し、虐待について注意指導、児童又は虐待者のみ親族宅へ避難させる等の分離を図る

● 一時保護の場合、一定程度生活の制約がある

基本的にスマートフォン・携帯電話は使用制限有、集団での生活(他者と共同利用の生活部分がある)となること、自由な外出は不可、学校への登校も在宅での生活とは同じようにはできない場合があることを説明するが、説明すると一時保護に同意しない児童もいる

● 年齢、虐待の程度(重症度・虐待による受傷の結果)、繰り返されているか

年齢が低い＝リスク高 虐待重症度高＝リスク高 指導しても繰り返す＝リスク高

● 一時保護先について

児童の年齢・特徴・状態等によって、一時保護所での一時保護ではなく、乳児院・病院・養護施設・養育家庭等に一時保護委託となる場合がある(一時保護所へ保護する調整とは別の調整方法となる)

● 限界線の設定

個別ケース検討会議等で、リスク評価に関し現行水準から一段引き上げるべき限界線(次に何があれば一時保護を検討するか)を設定し、関係者間で共通の危機管理意識を持つ

子家から児相への連絡調整に関するポイント

送致・援助要請に関する事項

- 送致の事前協議において、児相が子家に再検討・再調査を依頼しているのか、児相として緊急受理会議を開催し初動を進めているか等、**児相と子家はコミュニケーションを密にし**認識の齟齬が生じないようにする
- **援助要請は送致の前提条件ではない**
- 子家として一時保護が必要と判断した場合には児相へ送致の連絡をするとともに、**児相は原則受理**する

子家の児童移送の協力に関する事項

- 一時保護の要否判断のための児童面接に際し、区市町村の移送の協力は義務ではないが、自治体の判断による。児相はあくまで子家の協力を依頼するに留まるが、**子どもの状況を第一に**丁寧な協議を行う

通知に関する事項

- 子家は、児相と事前に十分調整を行った上で、対象ケースについて必要と判断した場合、**ためらうことなく**「通知」を行う。児相は、通知受理後、速やかに所内協議を行い、その方針を子家に文書で回答する

運用状況を確認・ポイントを整理した事項(児相から子家センへの連絡調整)

以下の項目について、共有ガイドラインへの追記を検討

- ✓ 送致における児相と子家の役割分担(下記のとおり)
- ✓ 児相から子家への連絡調整に関するポイント(P21)
- ✓ 「泣き声・怒鳴り声通告」不明ケースの基本的考え方を整理(P22)

送致における児相と子家の役割分担

(児相が、東京ルール・例示③による子家への送致を検討するケース例)

- 子家係属中又は子家係属歴があり、長期的に見ると身近な支援が入ることが適していると判断したケース
- 子家係属中又は子家係属歴があり、児相への拒否感は強いが子家の受け入れは良好又は子家への相談意欲があるケース

(子家が送致協議を受けた際、児相との役割整理を要するケース例)

- 子家と良好な支援関係が長期に継続している場合や、子家と同組織(ex.こども家庭センター母子保健機能等)で既に関与がある場合等で、子家が介入的に関わることで、これまでの支援の継続が困難になることが予想されるケース
- 通告歴が複数回あり、保護者が拒否的で子家の指導に応じず、子ども家庭支援センターでの対応が困難なケース
- 子どもに心理的影響が出ている等、児相機能が必要と判断するケース
- 子家への拒否感強いが児相の受け入れは良好又は児相への相談意欲があるケース

児相から子家への連絡調整に関するポイント

協力依頼に関する事項

- 児相から子家へ、**協力依頼を出す意図**を丁寧に伝える
 - ・ 地域での一定期間の見守りを目的とし、子家に繋いで児相が終結する場合
 - ・ 児相関与終了時(子家関与なしの場合)に地域への情報共有のため個別ケース検討会議の開催依頼(子家への協力依頼)を行う場合 等
- 児相の**ケース終結方針**について、子家を含め関係機関と共有する

家庭復帰前の個別ケース検討会議に関する事項

- 一時保護・施設入所等から家庭復帰する場合、児相は**原則家庭復帰前に個別ケース検討会議を実施**できるよう、協力依頼を行う
- 個別ケース検討会議開催前に家庭復帰させざるを得ない場合、児相は**各機関に個別に経過説明を行う等、丁寧に対応**する

不明ケースの区市町村送致に関する事項

- 通告内容や初期調査からは、緊急受理会議時点で児童の特定が難しい場合、不明ケースとして区市町村送致をしている(詳細P21)

「泣き声・怒鳴り声通告」不明ケースの基本的考え方

通告内容で住所が特定できるか

はい

住基上、通告内容と合致すると思われる児童がいるか

はい

児童特定、周辺調査の結果、リスクが低く、かつ現認ができたか

はい

【区市町村送致対象】

いいえ

児相対応
(調査継続)

いいえ

・現時点で特定が難しい
・不明ケースとして調査
【区市町村送致対象】

いいえ

周辺含む住基上、通告内容に合致する世帯が1世帯のみか

はい

・現時点で特定が難しい
・不明ケースとして調査
(可能性の高い世帯から調査)
【区市町村送致対象】

いいえ

・現時点で特定が難しい
・不明ケースとして調査
【区市町村送致対象】

手続の簡素化

※東京ルール改正時に都児相・区児相・区市町村子家あての意見照会を予定

✓ 下記について、東京ルール・共有ガイドラインの記載内容・様式の一部変更を検討

- 「送致書の手渡し」に係る記述を削除、「必要に応じて、ケースの内容や状況について対面又はオンラインで説明するなど、十分コミュニケーションをとる」、旨をガイドラインへ追記
- **送致書等の様式の一部変更** 援助要請書・送致書・通知書・情報提供書の様式を一部変更

【主な変更点】(※ 現行の様式は東京ルールP37～)

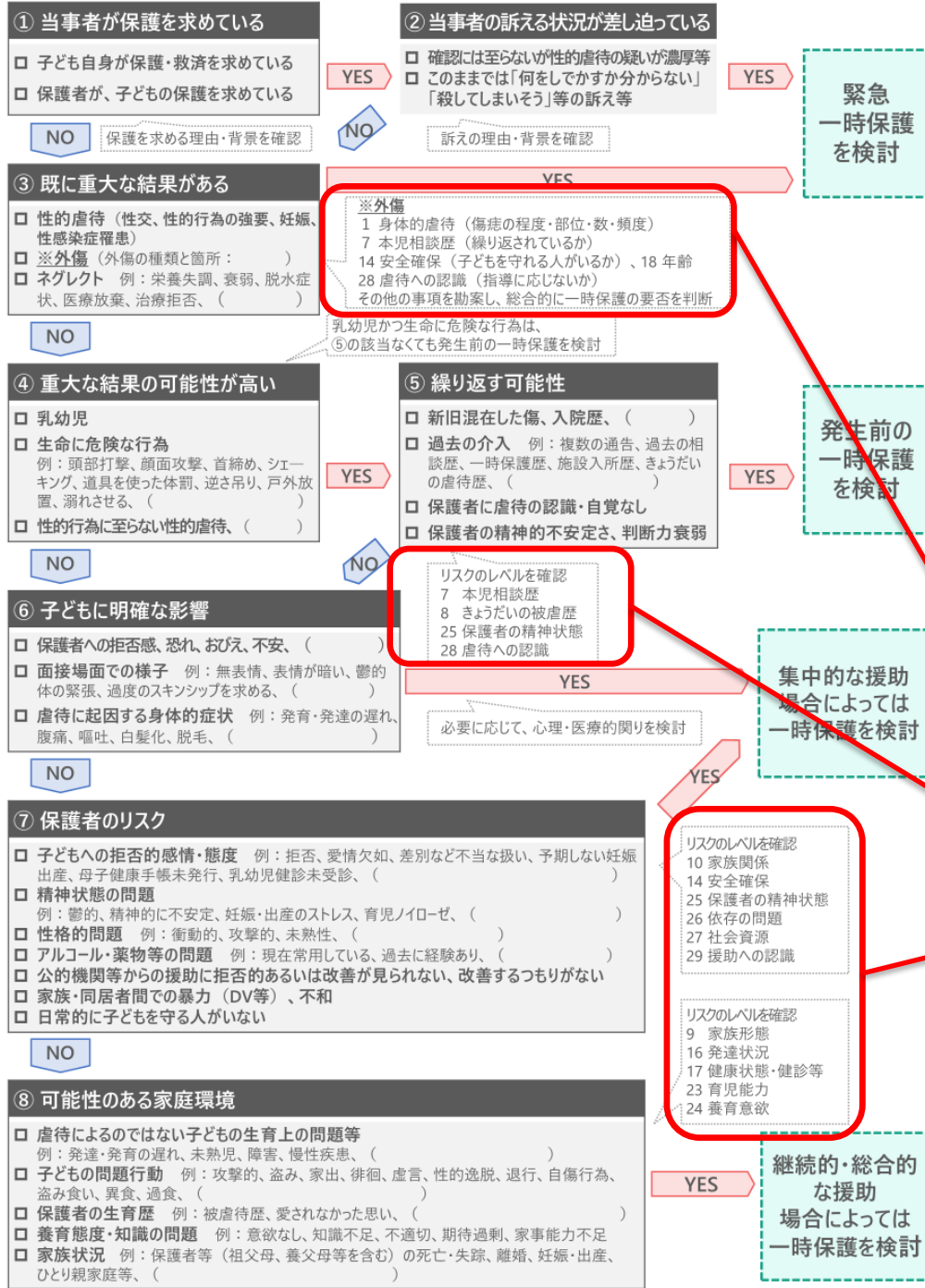
- 記入項目を一部簡略化
- 添付書類の「世帯票」を削除
- ケース概要・対応経過は「別紙のとおり」と記載し資料添付も可
- 援助要請書・情報提供書から児童相談所使用欄を削除

※ 情報提供書・協力依頼書の子供家庭支援センター使用欄も、活用実態なければ削除検討

- 「リスクアセスメントシート」の入力シートの修正 ※ 東京ルールP20
カーソルを当てると、使用上の留意点に記載の具体例・ポイントが表示されるようエクセルシートを変更
- 「リスクアセスメントシート使用上の留意点」の修正 ※ 東京ルールP25
現行のものは留意点と具体例が混在しているため記載内容を整理
- 一時保護決定に向けたアセスメントシート(統合版)の作成(参考資料)
一時保護決定に向けたアセスメントシート・フローチャートを一体化し、東京ルールのアセスメントシートの参照項目を記載(P24)

一時保護に向けてのフローチャート

作成日： 年 月 日
児童名：



一時保護決定に向けたアセスメントシート・フローチャート(統合版)

- 子家を送致・援助要請を検討するにあたっての参考
- 児相・子家間で送致・援助要請の連絡調整を行う際のツール

等として活用

- ◆ 調査・評価が必要な項目
- ◆ 東京ルールのリスクアセスメントシート参照項目(リスクアセスメントシートにてより詳細なリスク評価が可能、Sに該当する場合は緊急介入を検討)

協議におけるオンラインの活用促進

- ✓ 東京ルール「2 基本的対応」(※ 東京ルールP5)に、「**個人情報の取扱いに留意した上で、必要に応じオンライン会議を活用する**」旨の追記を検討
- ✓ 都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業について再周知を実施
- ✓ 都児相がオンライン会議を実施する際の規定について情報共有
- ✓ オンライン会議の活用が期待される例のガイドラインへの追記を検討

【都児相が関係機関等とのオンライン会議を実施する際の規定】

- 個人情報については、関係機関等と事前に資料を共有し、web会議においては匿名化して対応するなど、十分に配慮する
- web会議ツール上のファイル共有機能等で、個人情報を含むファイルを表示しない
- 個人情報を取り扱うweb会議を行う場合は、事前に会議の内容や出席者の構成、取り扱う情報等を所長又は課長代理に伝え組織として把握する

児童相談所におけるタブレット端末運用マニュアル「2 個人情報の取扱いについて」抜粋
(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課児童相談所運営担当 令和4年3月14日更新)

【オンライン会議の活用が期待される例】

- 援助要請・送致に係る連絡調整
- 子家からの「送致」協議を受け対応したが一時保護に至らなかった場合等、在宅でケース対応する際に今後の役割分担について児相・子家間で協議が必要な場合
- 区市町村送致の事前協議(送致理由・調査、指導のポイントの丁寧な説明が必要な場合)

児童相談体制における 現状把握のための調査結果

P1～13 子供家庭支援センター

- ・専門相談窓口
- ・人事交流
- ・人員配置及び人事異動
- ・心理支援専門員
- ・その他意見

P14～23 区立児童相談所

- ・専門相談窓口
- ・医療機関との連携
- ・人事交流
- ・人員配置及び人事異動
- ・その他意見

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

《調査概要》

目的:各子供家庭支援センターにおける相談援助業務や人材育成等に関する現状や課題、ニーズ等の把握

実施時期:令和7年6月27日～同年7月11日

対象:60区市町村

【業務の標準化】

(問)

現在、児童相談体制等検討部会WGにおいて、ケース移管に係る全国ルールや「東京ルール」に係る検証を行っていますが、これ以外に都児相・区児相・子家センで実務的に議論をした方がよい項目があれば教えてください。

(主な回答)

1. ケース移管における手続きと情報共有の標準化

- ・ケース移管時の「連絡タイミング」「アセスメントシートの記載方法」「支援方針の引き継ぎ」などが自治体間で統一されておらず、移管元と移管先の児相間での「安全確認の役割分担」や「支援方針の継続性」に関する認識のズレがある。

2. 東京ルールの理解と運用の統一

- ・東京ルールの適用範囲や解釈にばらつきがあり、特に区児相では「適用外」との認識がある一方で、子家センでは準用しているケースもある。
- ・区送致後に区が対応に難航した場合の支援体制や、都児相との再連携のルール整備が必要。

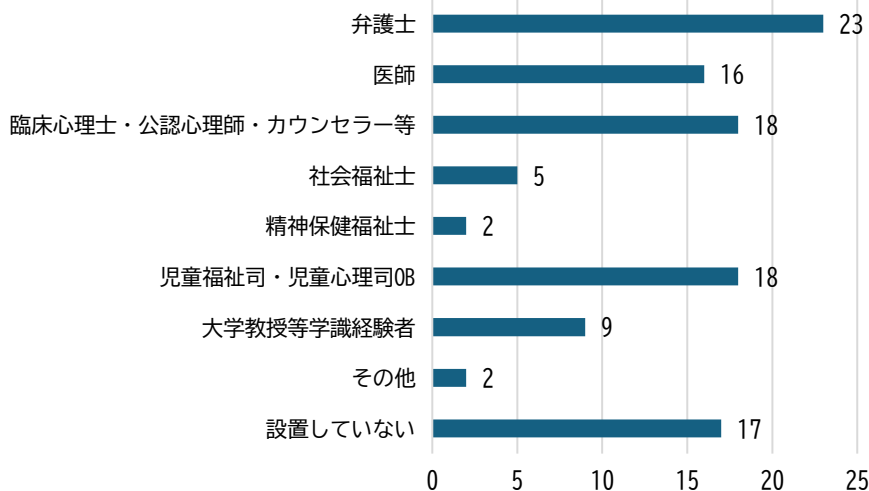
3. 特定妊婦・性的虐待・居所不明児童など高リスクケースへの対応

- ・特定妊婦支援に関するルール整備や、性的虐待発生時の児相・子家・警察の役割分担の明確化。
- ・居所不明児童の早期感知の仕組みや、緊急時(土曜夜間など)の一時保護対応の整理。

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【専門相談窓口】

(問)スーパーバイザーの設置状況(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)スーパーバイザーを設置していない理由

(回答)

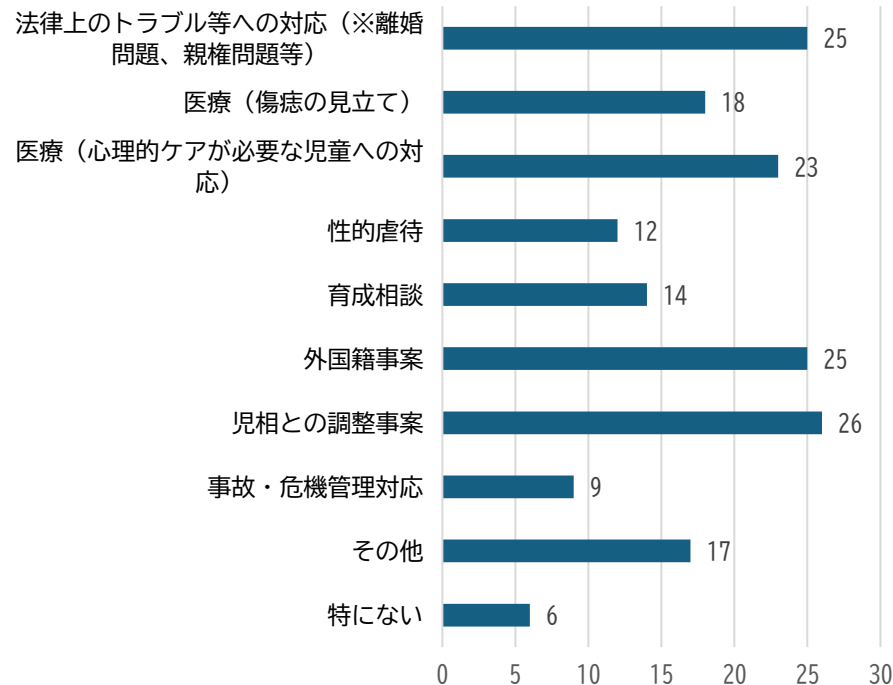
- ・担当児相へ適宜相談しており、不要
- ・人材確保が難しい
- ・設置していたが、予算の都合上、配置終了となった

(問)スーパーバイザーの活用に関する課題

(回答)

- ・タイムリーに日常的な相談が難しい
- ・レスポンスまでに時間を要する。即時対応できない。
- ・専門人材の確保や継続的な支援体制の構築が困難。
- ・オンラインでの相談体制の確保が困難。

(問)対応に苦慮した事例(複数選択可)(単位:自治体数)



<その他の内容>

- ・若年妊娠、未妊健妊婦など、特定妊婦への支援
- ・関係機関との情報共有の拒否や介入拒否ケースへの支援
- ・行方不明等、居所不明のケース
- ・警察との連携が必要なケース
- ・精神疾患を抱える保護者含めての支援

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【専門相談窓口】

(問)

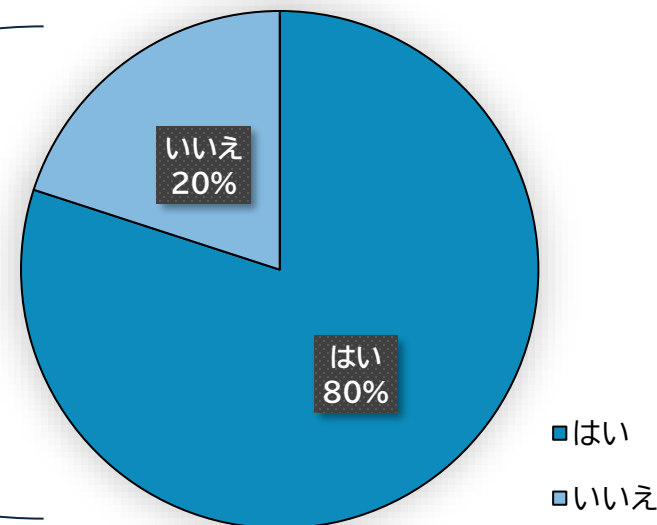
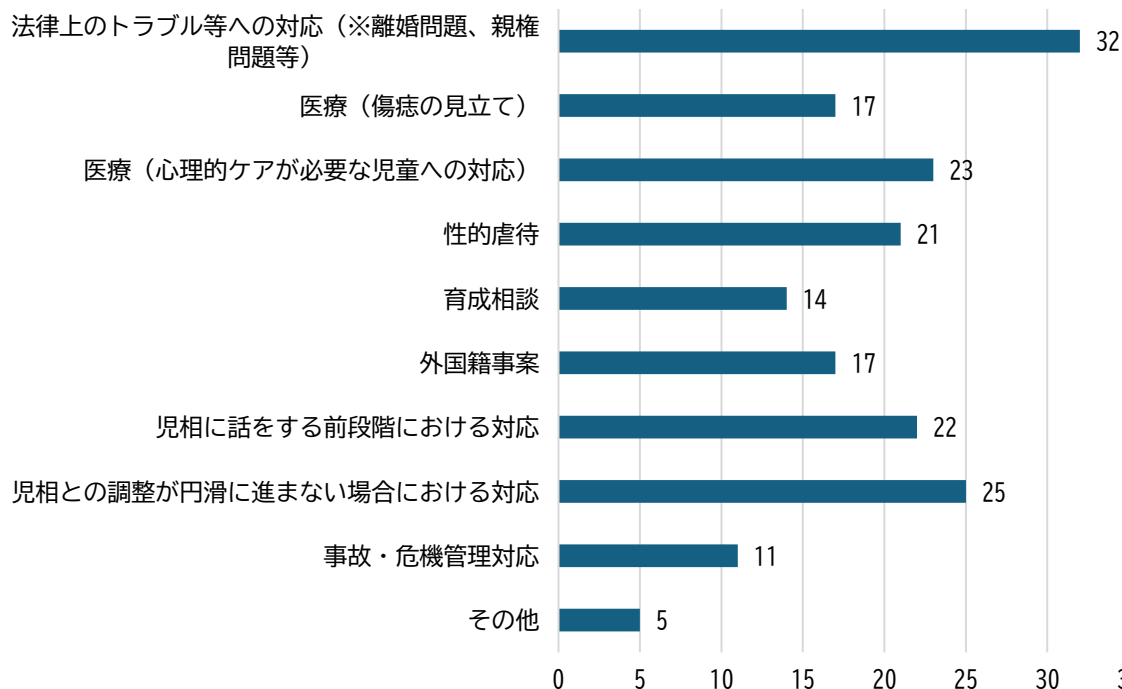
対応に苦慮するケースについて、都児童相談センターの福祉職の職員や児童福祉・児童心理に係る専門課長、弁護士・医師等の専門職に相談できる窓口があるとよいと考えますか。

(単位:自治体数/n=60)

(問)

「はい」と回答された場合、どのような内容を相談したいと考えますか。

(複数選択可)(単位:自治体数)



<その他の内容>

- ・保護者が激昂した場合の対応
- ・職員が身の危険を感じたときの対処法
- ・学校との調整 等

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

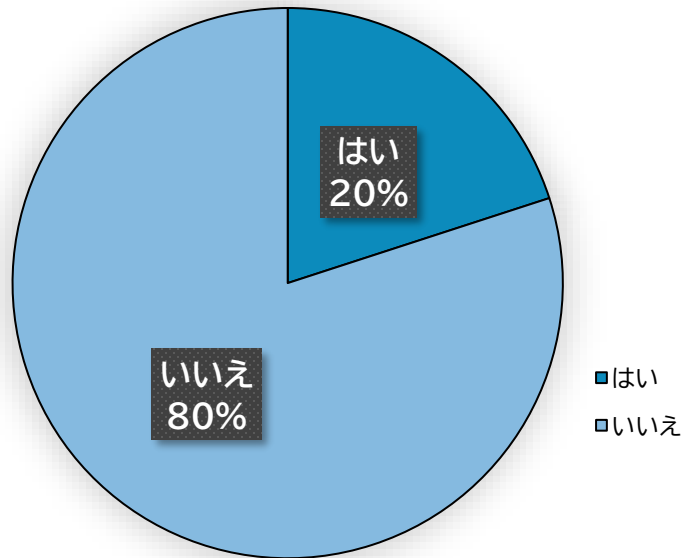
【人事交流（実績）】

<長期>

(問)直近3か年(令和4年度～令和6年度)において、「特別区から東京都児童相談所への職員派遣」(長期派遣)等により、貴自治体から都児童相談所に職員を派遣した実績はありますか。

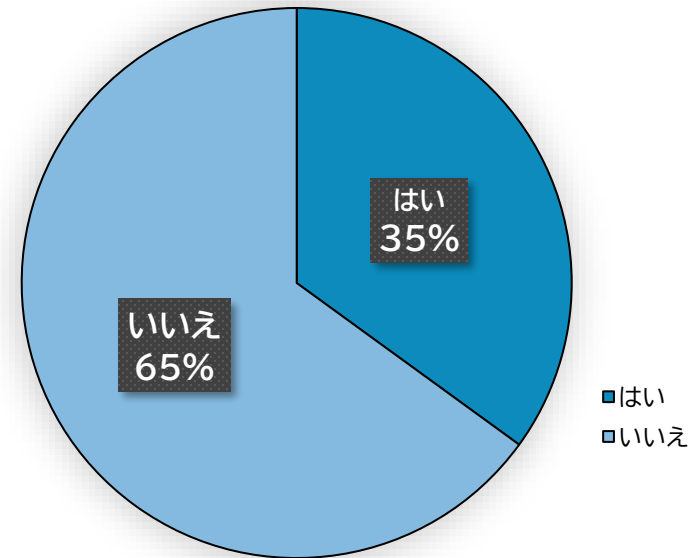
※区立児童相談所設置に当たっての業務引継ぎに係る派遣は除く

(単位:自治体数/n=60)



<短期>

(問)直近3か年(令和4年度～令和6年度)において、都家庭支援課が実施する「子供家庭支援センター職員研修【区市町村職員短期派遣研修】」により、貴自治体から都児童相談所に職員を派遣した実績はありますか。(単位:自治体数/n=60)



(問)

直近5か年(令和2年度～令和6年度)において、職員の育成を目的に、東京都以外の他自治体または民間団体への職員派遣の実績はありますか。 ※区立児童相談所の設置準備に向けた派遣は除く

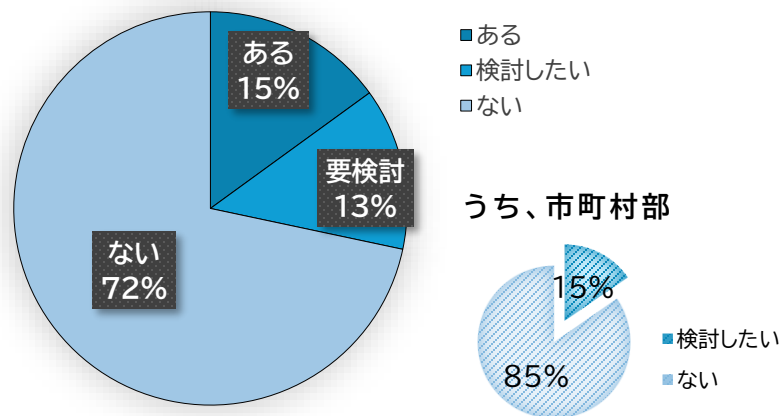
(回答)

はい【6自治体】 ※主な派遣先:区立児童相談所、他県市の児童相談所、社会福祉法人 等

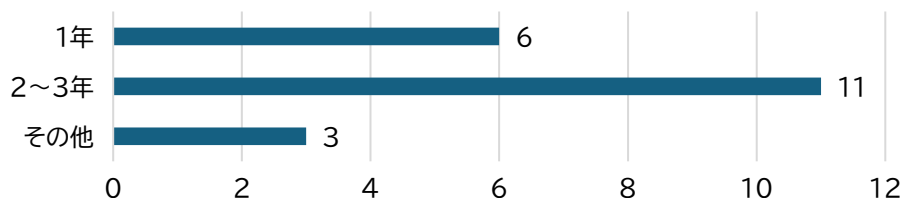
児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【人事交流（派遣希望）】

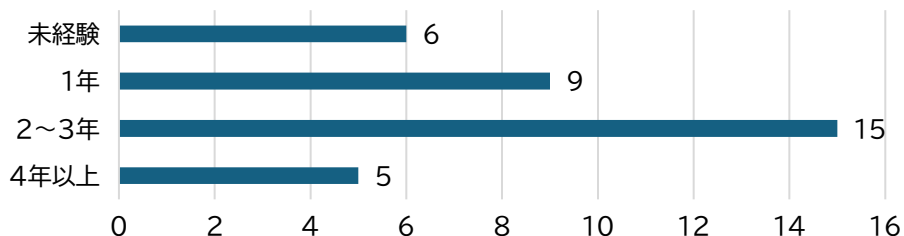
(問)都児相への派遣希望<相談部門>【長期】(単位:自治体数/n=60)



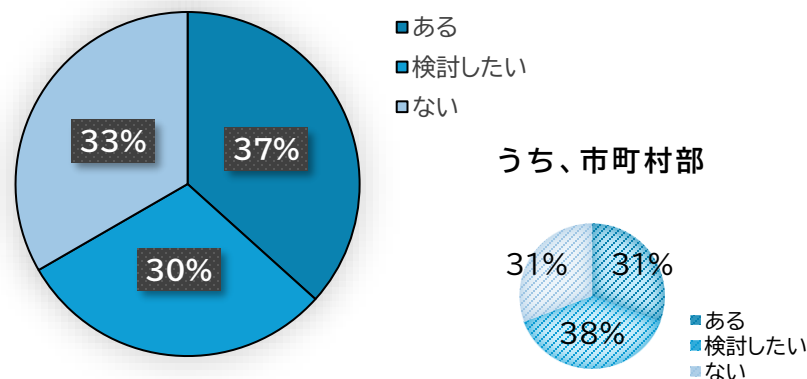
「ある」「検討したい場合」、(問)希望する派遣期間
(複数選択可)(単位:自治体数)



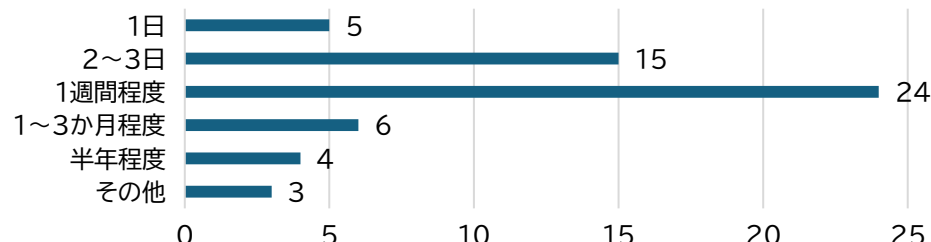
(問)派遣される職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)



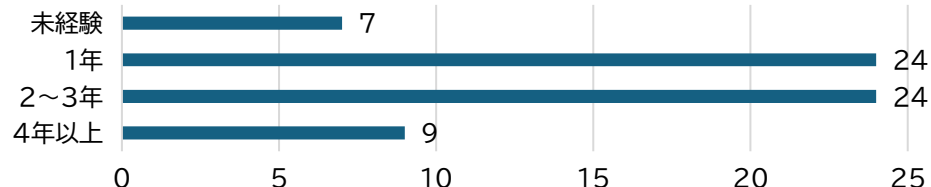
(問)都児相への派遣<相談部門>【短期】(単位:自治体数/n=60)



「ある」「検討したい場合」、(問)希望する派遣期間
(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)派遣される職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)希望する研修内容

(回答)面接・訪問同行(介入技法の習得)

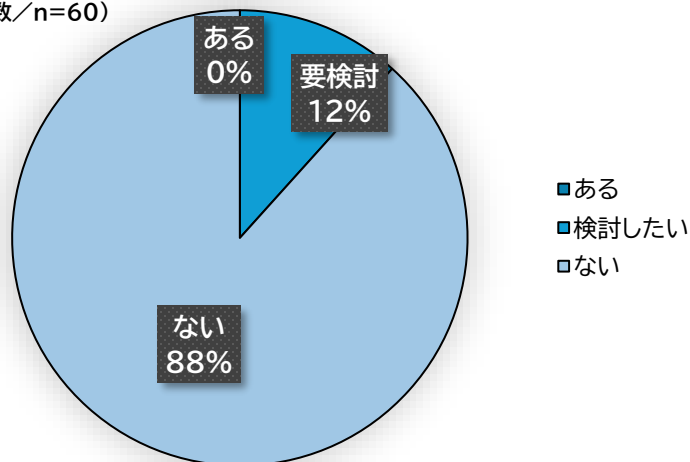
通告や一時保護・一時保護委託時の対応及び移送
心理アセスメントへの同席/医療相談対応 等

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【人事交流（派遣希望）】

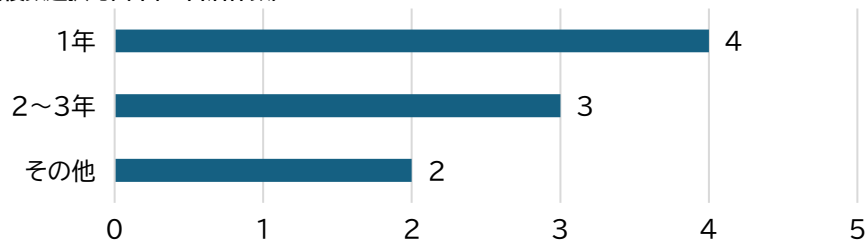
(問)都児童相談所への派遣希望<保護部門>【長期】

(単位:自治体数/n=60)

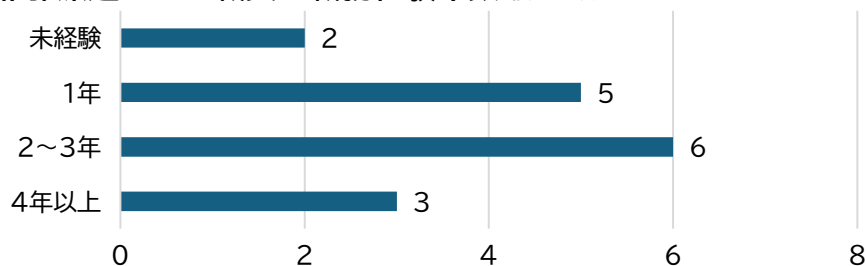


「ある」「検討したい場合」、(問)希望する派遣期間

(複数選択可)(単位:自治体数)

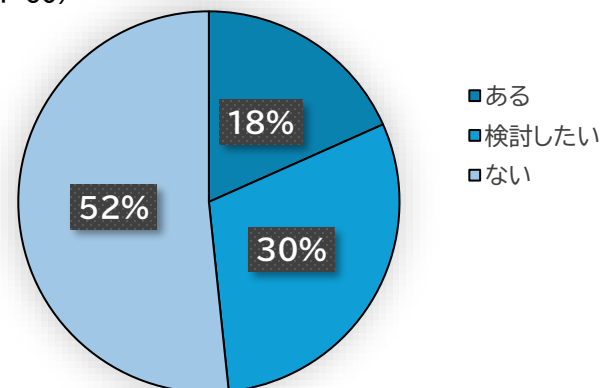


(問)派遣される職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)



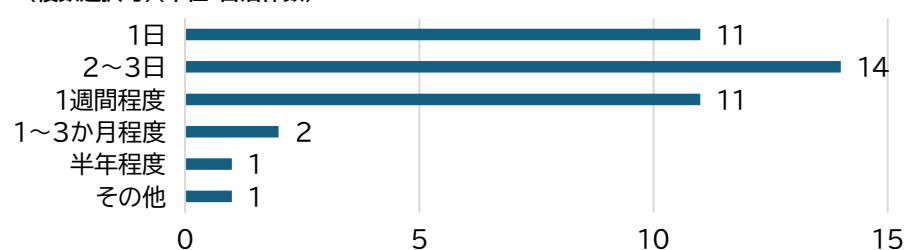
(問)都児童相談所への派遣<保護部門>【短期】

(単位:自治体数/n=60)

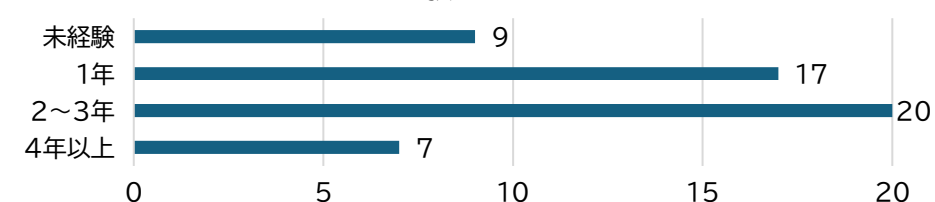


「ある」「検討したい場合」、(問)希望する派遣期間

(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)派遣される職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)希望する研修内容

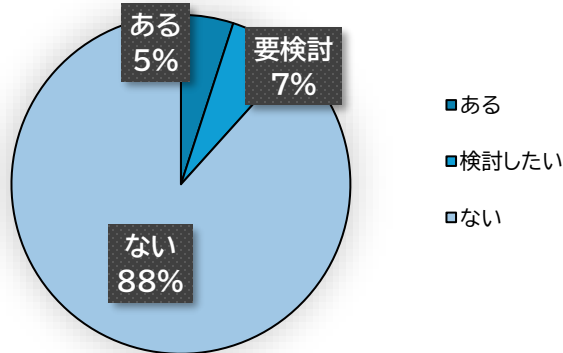
(回答)

インテーク・身柄通告対応 / 相談部門との連携
児童への直接処遇(実際の生活)、集団生活への理解

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

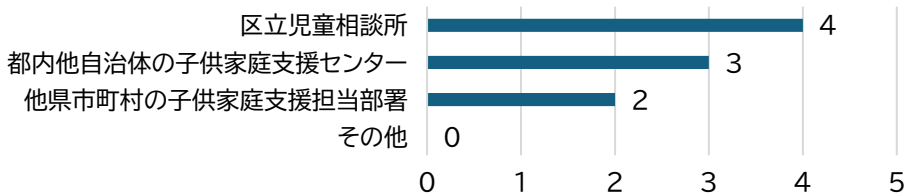
【人事交流（派遣希望）】

(問) 都以外の他自治体への派遣希望【長期】(単位:自治体数/n=60)

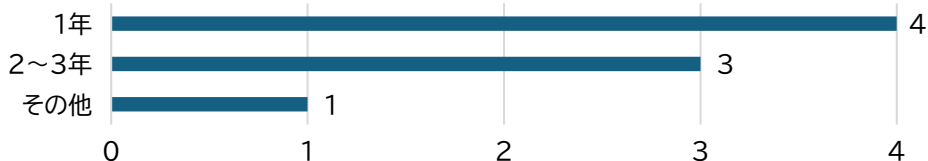


「ある」「検討したい場合」、(問)希望する派遣先

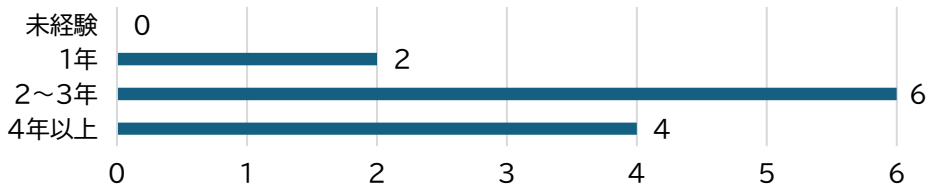
(複数選択可)(単位:自治体数)



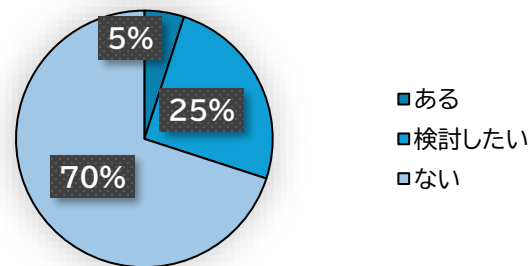
(問)希望する派遣期間(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)派遣される職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)

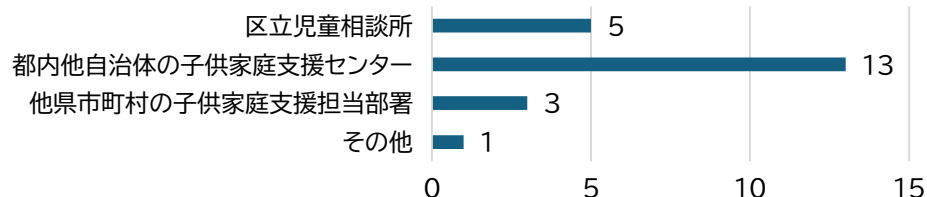


(問) 都以外の他自治体への派遣【短期】(単位:自治体数/n=60)

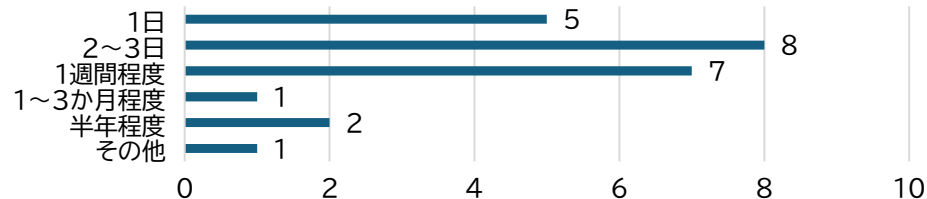


「ある」「検討したい場合」、(問)希望する派遣先

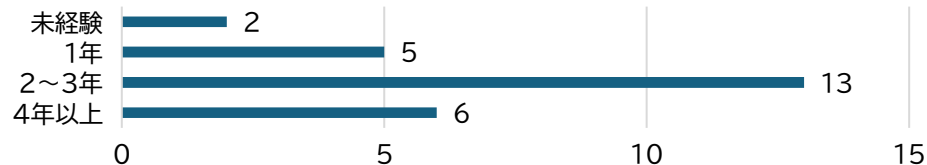
(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)希望する派遣期間(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)派遣される職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)希望する研修内容

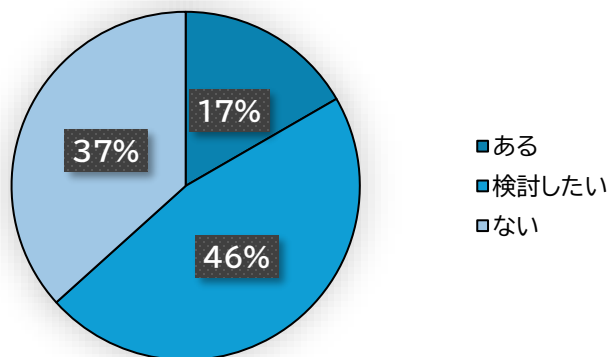
(回答)

地域資源の活用や関係機関との連携、面接同席及び訪問同行
一時保護児童への対応や家庭復帰の流れ 等

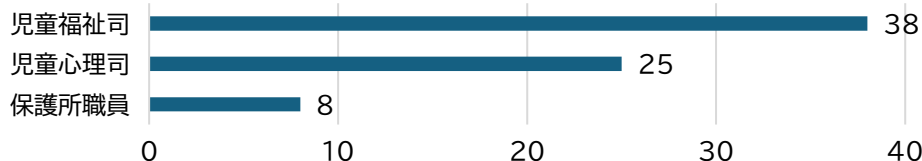
児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【人事交流（受入希望）】

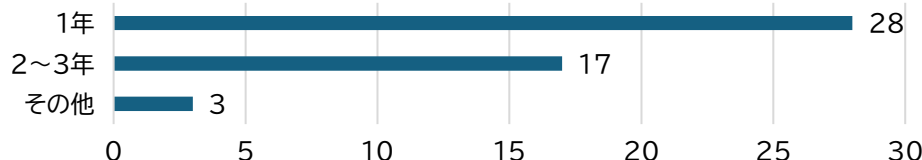
(問)都児童相談所からの受入希望【長期】(単位:自治体数/n=60)



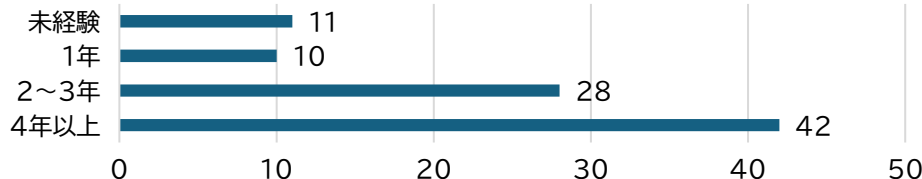
「ある」「検討したい場合」、(問)受入を想定する職種
(複数選択可)(単位:自治体数)



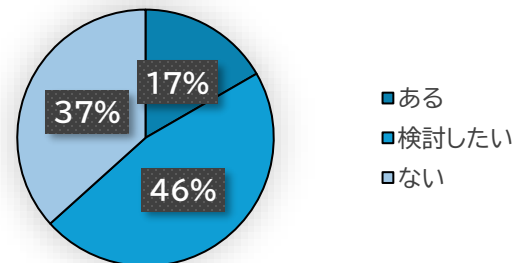
(問)受入を想定する期間(複数選択可)(単位:自治体数)



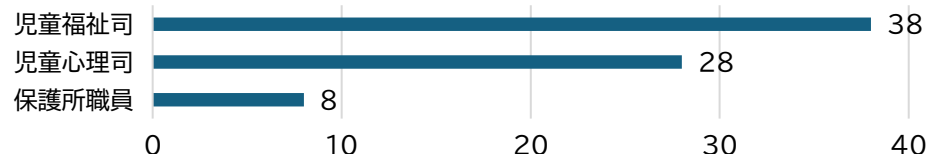
(問)受け入れる職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)



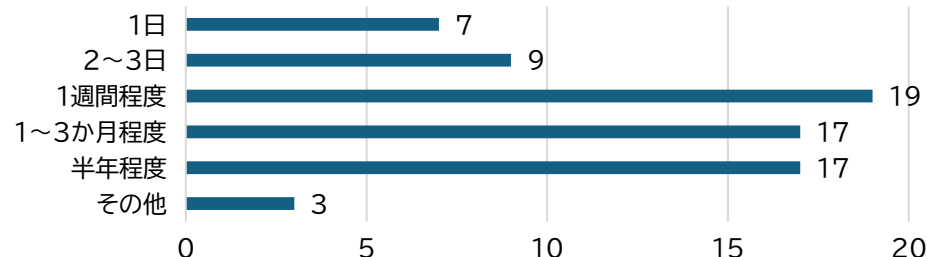
(問)都児童相談所からの受入希望【短期】(単位:自治体数/n=60)



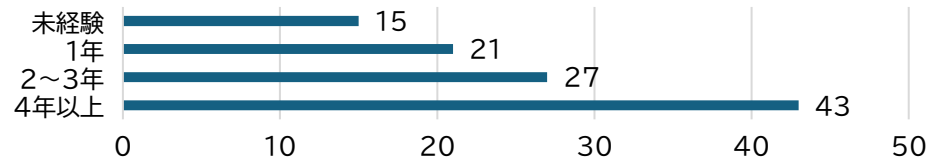
「ある」「検討したい場合」、(問)受入を想定する職種
(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)受入を想定する期間(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)受け入れる職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)実施が想定される研修内容

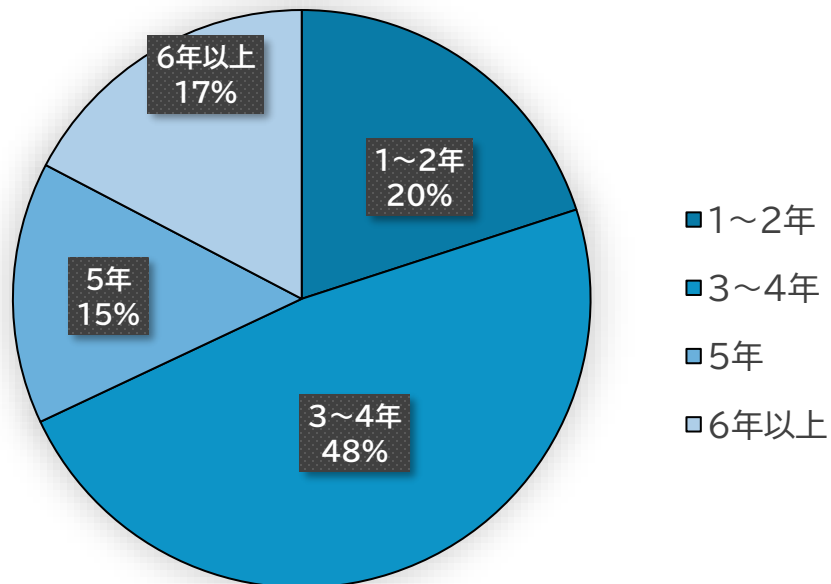
(回答)

面接・訪問への同席同行、受理会議や地域の連絡会への出席
親子形成支援事業等心理ケアへの参加、妊娠届への対応 等

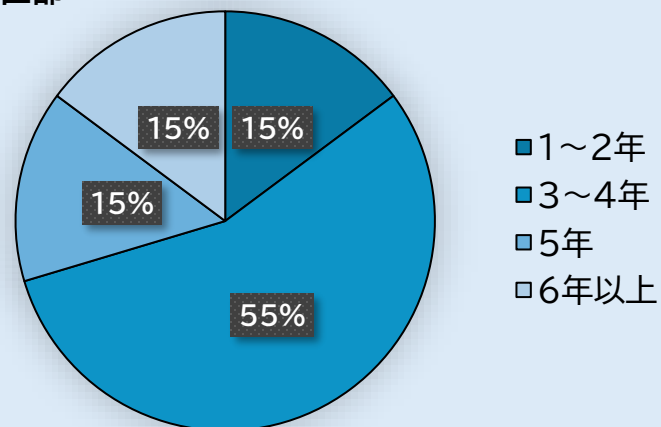
児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【人員配置・人事異動】

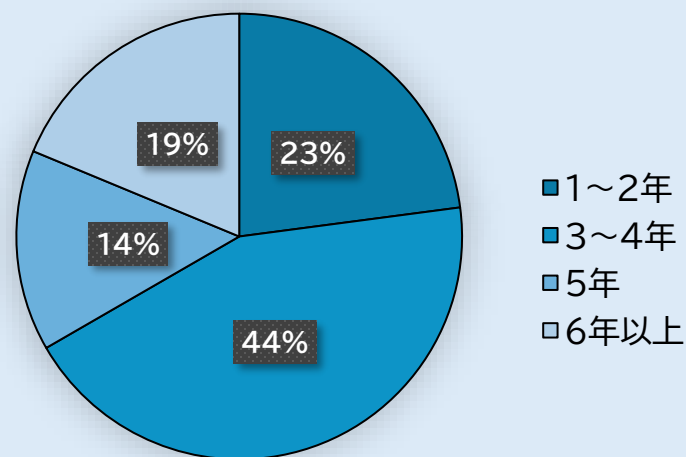
(問)一般的な在籍年数をお教えてください。(単位:自治体数/n=60)



うち、区部



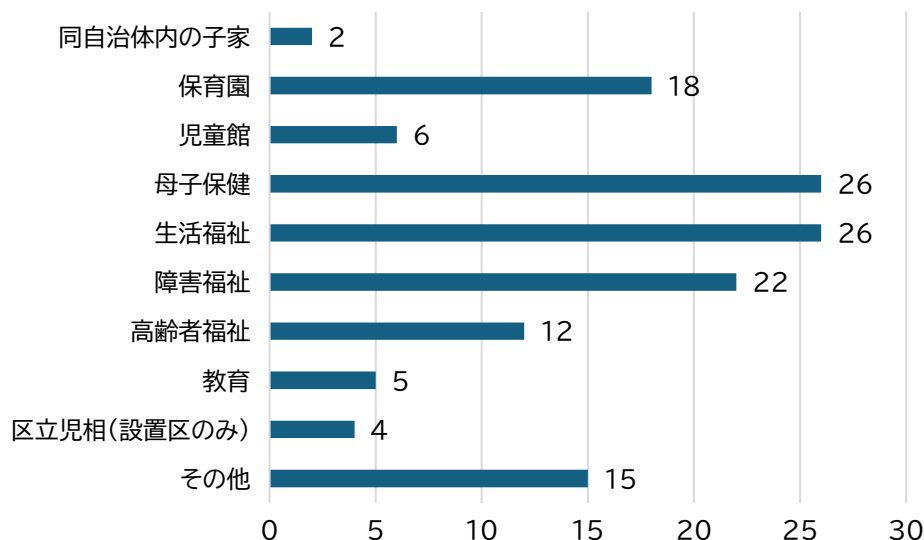
うち、市町村部



児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【人員配置・人事異動】

(問)転入元部署(複数選択可)(単位:自治体数)



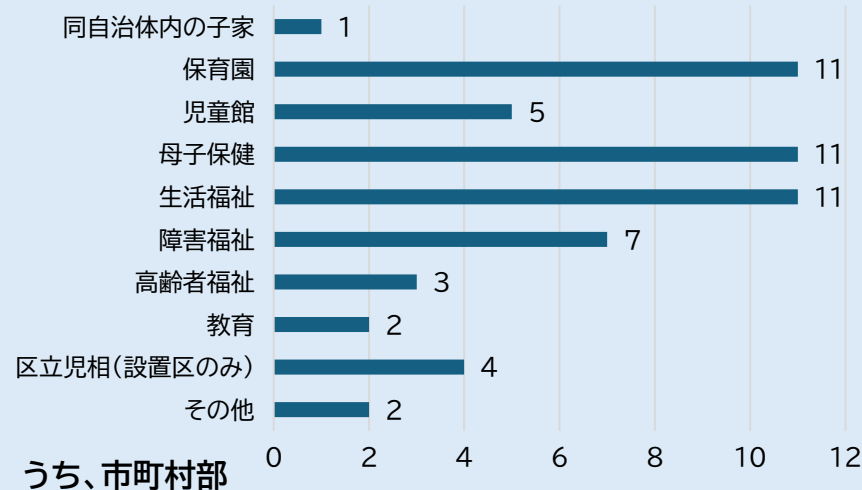
<その他の内容>

その他を選択した15自治体のうち、市町村部が13自治体を占めた。

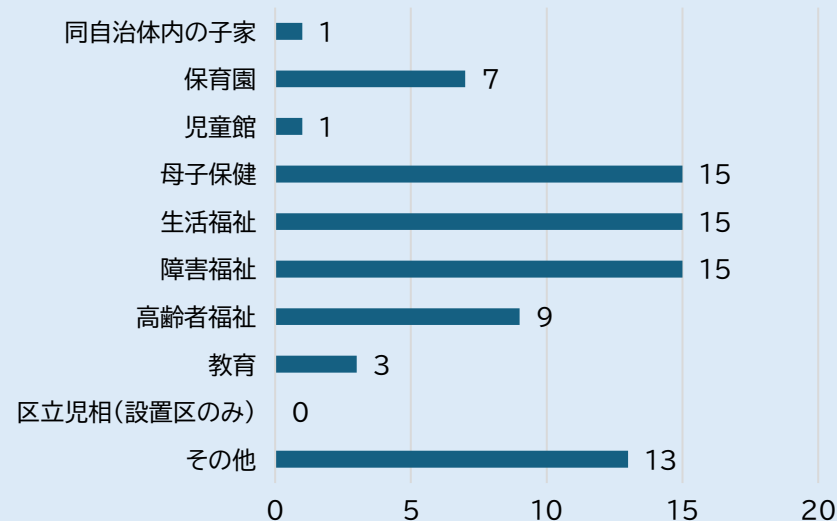
実状として、特に異動の範囲に決まりがなく、
例示されている福祉部門に限らず様々な部署から転入している。

区部においては、その他の選択肢が少なく、
一定程度、福祉分野内の部署から転入となっている。

うち、区部



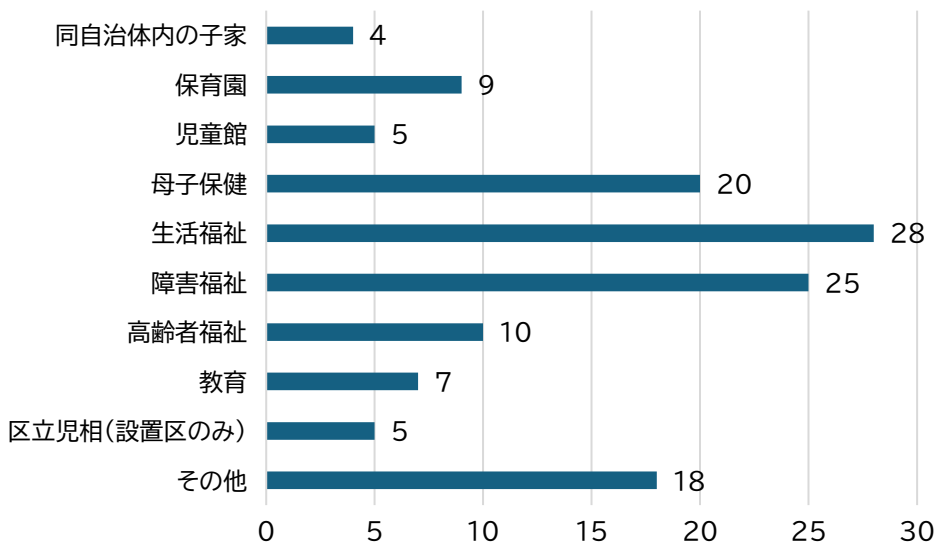
うち、市町村部



児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【人員配置・人事異動】

(問)転出先部署(複数選択可)(単位:自治体数)



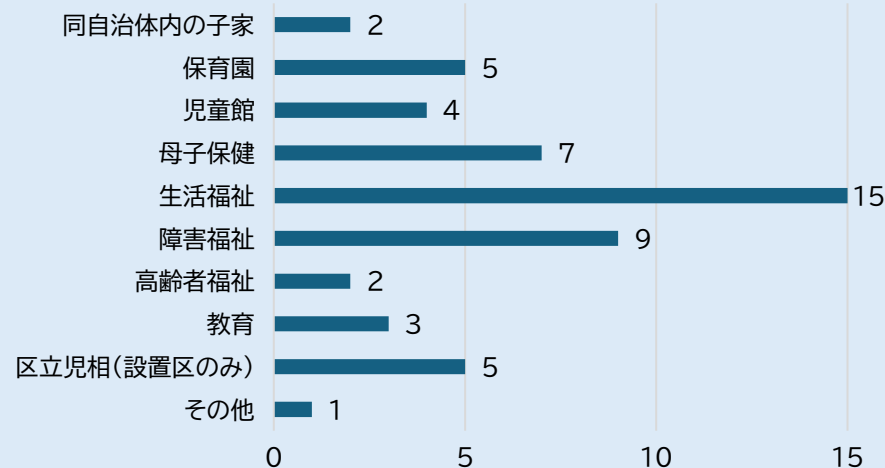
<その他の内容>

その他を選択した18自治体のうち、市町村部が17自治体を占めた。

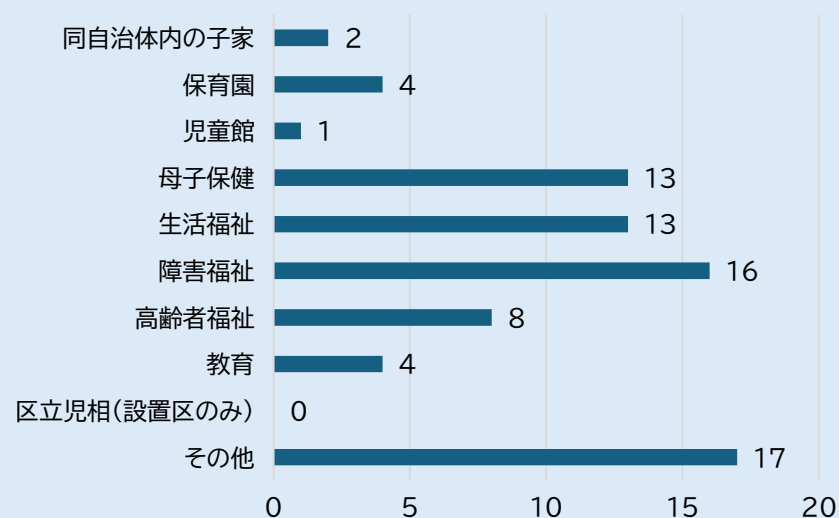
実状として、特に異動の範囲に決まりがなく、
例示されている福祉部門に限らず様々な部署に転出している。

区部においては、その他の選択肢が少なく、
一定程度、福祉分野内の部署への転出となっている。

うち、区部



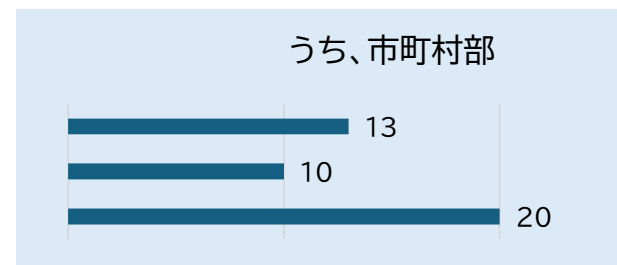
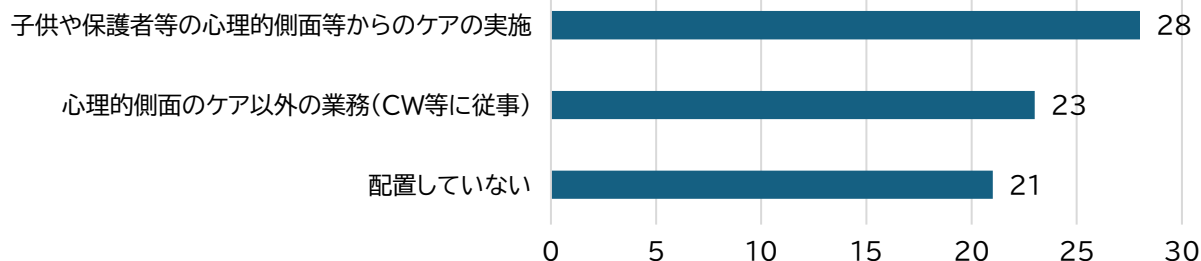
うち、市町村部



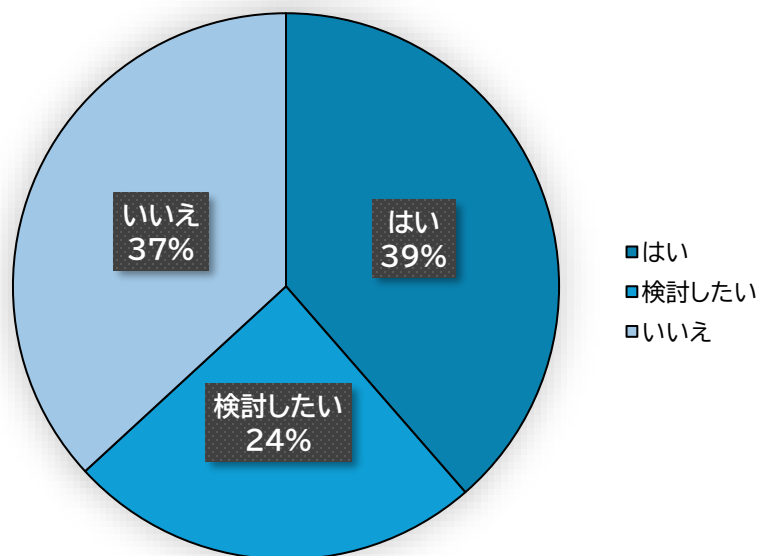
児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【心理支援専門員】

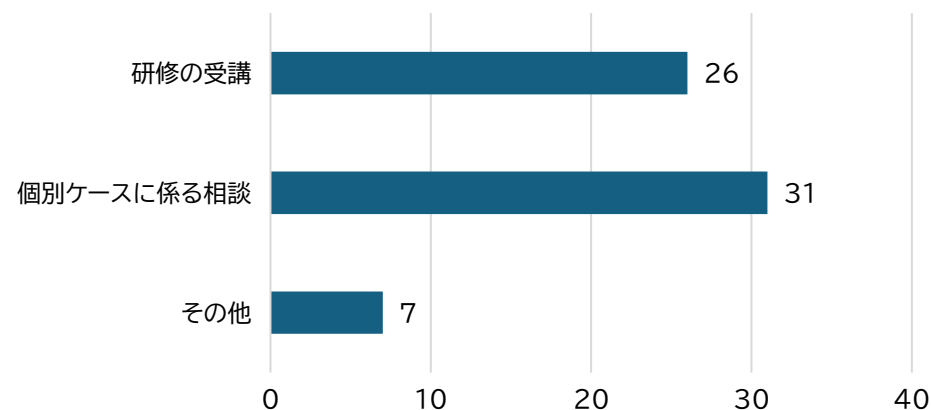
(問)配置している心理専門支援員の業務内容を教えてください。(常勤・非常勤問わない)(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)心理専門支援員が、子供や保護者等の心理的側面からのケアをより効果的に実施するために、都からの専門的な支援を受けたいと考えますか。(複数選択可)(単位:自治体数/n=57)



(問)はい又は検討したいと回答した場合、どのような支援を受けたいですか。(複数選択可)(単位:自治体数)



<その他の内容>

グループ療法に関する相談や助言、心理支援専門員に対する助言
心理的視点からの見立ての仕方等
ペアレント・トレーニング等の研修の受講

児童相談体制における現状把握のための調査結果(子供家庭支援センター)

【その他意見】

(問)子供家庭支援センターに従事する職員の人材育成やジョブローテーション、キャリア形成に当たり、課題を感じていることがあればご記載ください。

(主な回答)

- ・新規採用者の配置が多く、キャリア形成ができる頃に異動対象となってしまう。
- ・5年以上のケースワーク経験者かつコーディネート・指導育成ができる福祉・心理職の不足
- ・児童福祉分野は、多岐にわたる知識も求められるため、3年ではなく、5年程度の異動サイクルがベターではないかと考える。しかし、現行の異動サイクルが3年であるため、職員育成が難しい。
- ・子家セン職員の人材育成と併せて、区の福祉職(児童・高齢・障害・生活福祉等)としての育成を考える必要がある。
- ・相談業務に関するOJTは現状1名の正規職員相談員が中心。相談支援業務と並行しての実施のため負担も大きい。
- ・市の職員は福祉分野以外も含めた異動があり、児童福祉部門の経験が次の配属先で生かせないことがある。異動してきた場合も児童福祉部門が未経験であることが多い。

(問)その他、人材の確保・育成・定着や都と区市町村の連携について課題や都に対する意見等があれば御記載ください。

(主な回答)

- ・都と区の連携は不可欠であり、連携拠点の設置や職員派遣を通じた相互理解の深化が有益である。
- ・都児相職員が子家セン業務を理解することで、連携強化や虐待対応の協働が期待される。
- ・都の児童相談所と子ども家庭支援センターの相互派遣を行い、双方向の業務理解を図ることが重要である。
- ・キャリアパスやジョブローテーションの導入はあるが、実務能力の育成には時間を要する。
- ・継続的な研修やピアサポートの場は有効だが、業務量が多く時間確保が困難である。
- ・特定妊婦支援や東京ルール研修など、実務的な支援体制の強化が求められている。

児童相談体制における現状把握のための調査結果(区立児童相談所)

《調査概要》

目 的:区立児童相談所における相談援助業務や人材育成等に関する現状や課題、ニーズ等の把握

実施時期:令和7年6月27日～同年7月11日

対 象:区児相10所

【業務の標準化】

(問)

現在、児童相談体制等検討部会WGにおいて、「ケース移管」「家庭復帰」に係る検証を行っていますが、これ以外に都と区で対応を統一化した方がよい項目があれば教えてください。(例:災害対応、危機管理、里親、権利擁護等)

(主な回答)

- 1 施設入所に関する調整
- 2 災害・危機管理への対応
- 3 国の情報共有システムの活用
- 4 里親養育専門相談事業(里親子のサポートネット)の都区共同利用

児童相談体制における現状把握のための調査結果(区立児童相談所)

【専門相談窓口】

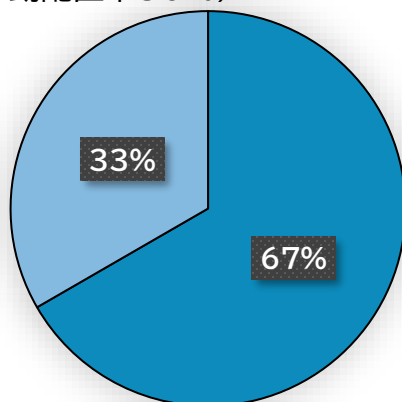
(問)弁護士の配置状況

(回答)

設置率:100%(うち、常勤配置率30%)

(問)弁護士としての
職務経験年数

■15年以上
■15年未満



(問)具体的な業務内容

(回答)

1 法的助言・指導業務

児童相談所や児童福祉司等に対する法的助言や指導、面接同席、電話・メールでの相談対応など、日常的な法的サポートを行う業務。

2 権利擁護

児童福祉法に基づく法的対応や児童の権利擁護、一時保護時の司法審査手続き、裁判等の対外調整、児童等への法的支援など、法的措置や権利保護に関する業務。

3 人材育成・研修

法的知識を要する研修の立案・実施など、組織内の法務知識向上や業務推進に関する業務。

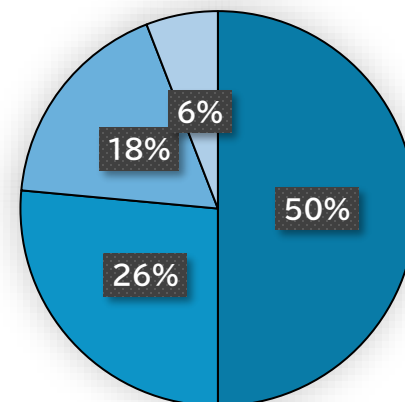
(問)医師の配置状況

(回答)

設置率:100%(うち、常勤配置率0%)

(問)診療科

■小児科
■児童精神科
■精神科
■歯科



(問)具体的な業務内容

(回答)

1 愛の手帳判定及び特別児童扶養手当等の判定

2 子供及び保護者等への医学的判定

- ・ 親子関係評価、精神医学的評価
- ・ 虐待相談における保護者・子どもへの対応
- ・ 職員へのSV

3 一時保護児童への健康管理・診察等

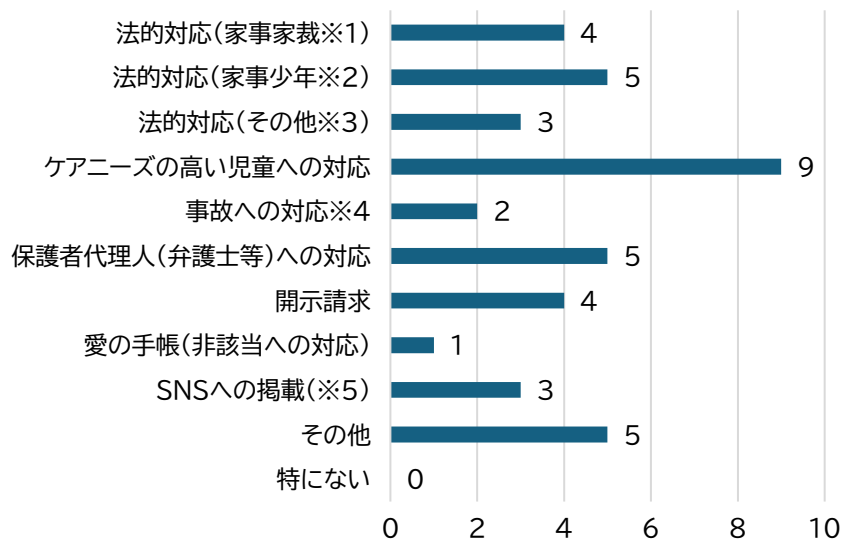
4 医療機関連携

- ・ 医療機関・保健機関との情報交換・連絡調整

児童相談体制における現状把握のための調査結果(区立児童相談所)

【専門相談窓口】

(問)対応に苦慮した事例(複数選択可)(単位:自治体数)



(※1)家事家裁:親権喪失、親権停止、28条申し立て、33条申し立て等

(※2)家事少年:家裁送致等

(※3)その他:立入調査、臨検搜索、未成年後見人の選任等

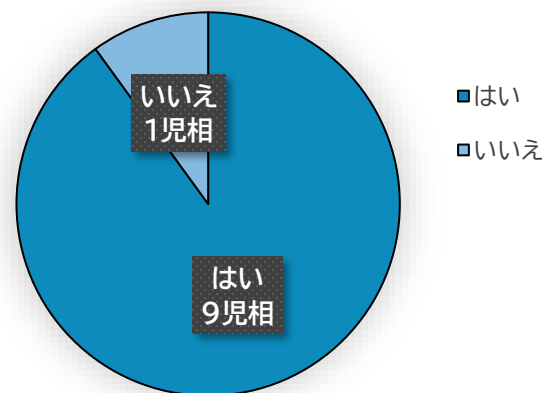
(※4)児童相談所・一時保護所内や管轄区域の施設等における事故

(※5)児童相談所や職員への日臺中傷等

<その他の内容>

- ・若年妊娠、未妊健妊婦など、特定妊婦への支援
- ・関係機関との情報共有の拒否や介入拒否ケースへの支援
- ・行方不明等、居所不明のケース
- ・警察との連携が必要なケース
- ・精神疾患を抱える保護者含めての支援
- ・非行やぐ犯の家裁送致検討ケースについての書類作成

(問)都児童相談センターには、福祉・心理・一時保護所の専門課長を配置しています。対応に苦慮するケースについて、専門課長をはじめとする専門職に相談できるとよいと思われますか。



(問)「はい」と回答された場合、どのような内容を相談することが想定されますか。

(回答)

1 困難事例に係る対応

- ・件数の少ない(親権停止・喪失)に関する対応
- ・立入調査や臨検搜索に関する対応

2 医療機関との連携

- ・医療へのつなぎ方等

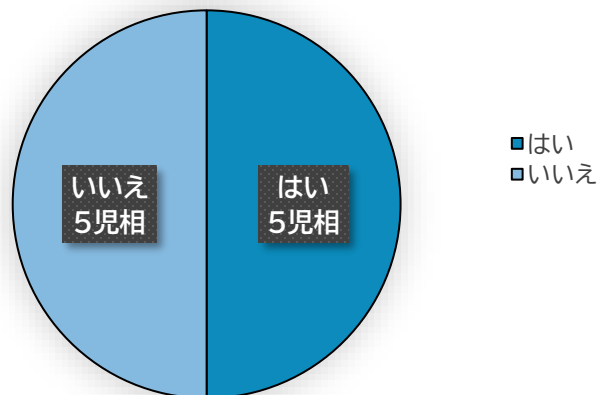
3 その他全般

- ・自区でも専門職に相談するが、都の積み上げを踏まえて、専門的な意見をもらいたい

児童相談体制における現状把握のための調査結果(区立児童相談所)

【専門相談窓口】

(問)都児童相談センターでは、各都児相からの法律相談に対応する協力弁護士(約65名)を配置しています。対応に苦慮するケースについて、協力弁護士に相談できるとよいと思われませんか。(単位:自治体数/n=10)

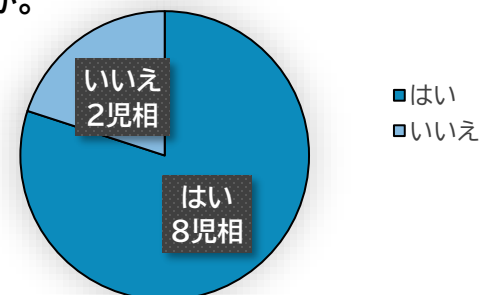


(問)「はい」と回答された場合、どのような内容を相談することが想定されますか。

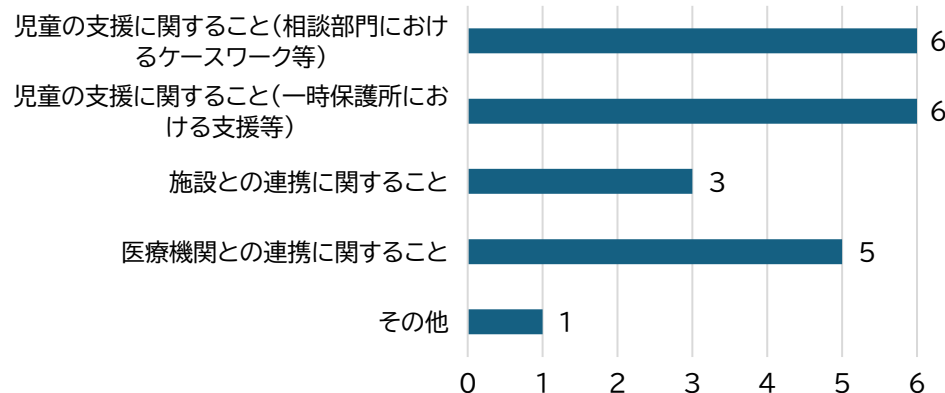
- ・ 多角的な法的知見により検討を要する困難ケース
- ・ 一時保護や措置についての法的な観点からの意見
- ・ 保護者からの審査請求に対する対応 等

(問)都児童相談センターには児童精神科の医師を配置しています。ケアニーズの高い児童への対応について、医師に相談できるとよいと思われませんか。

(単位:自治体数/n=10)



(問)「はい」と回答された場合、どのような内容を相談したいと考えますか。(複数回答可)



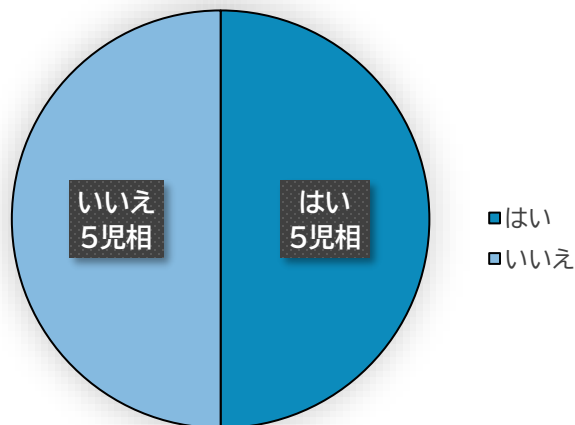
(問)どのような内容を相談することが想定されますか。

- ・ 緊急対応が必要な場合に意見を聞きたい
- ・ ケースワークに関して全般的に相談したい
- ・ 児童や保護者への医療説明の手法
- ・ 精神医学的な見立てや診断や処方に関すること
- ・ セカンドオピニオンや入院先の調整

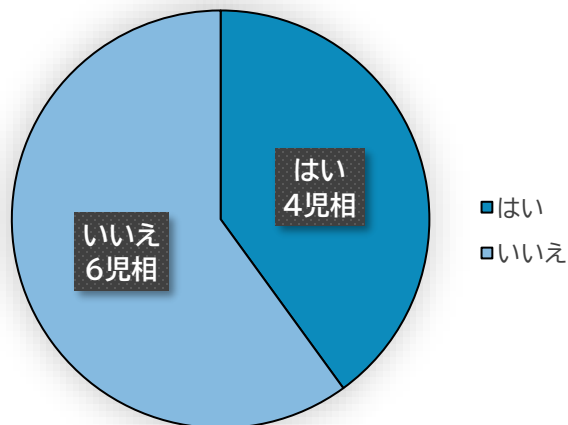
児童相談体制における現状把握のための調査結果(区立児童相談所)

【医療機関との連携】

(問)貴児童相談所において、在宅指導中の児童や一時保護している児童について、児童精神科への**通院**を要する場合、相談できる医療機関はありますか。(単位:自治体数/n=10)



(問)貴児童相談所において、在宅指導中の児童や一時保護した児童について、児童精神科での**入院**の相談を行いたい場合、相談できる医療機関はありますか。(単位:自治体数/n=10)



(問)精神科の病院に、一時保護委託(または保護先の変更)を行った事例数(令和6年度)をお教えてください。

(回答)平均 5.6件

(問)日頃のケースワークにおいて、児童精神科・精神科医療機関との連携に当たっての課題認識について記載してください。

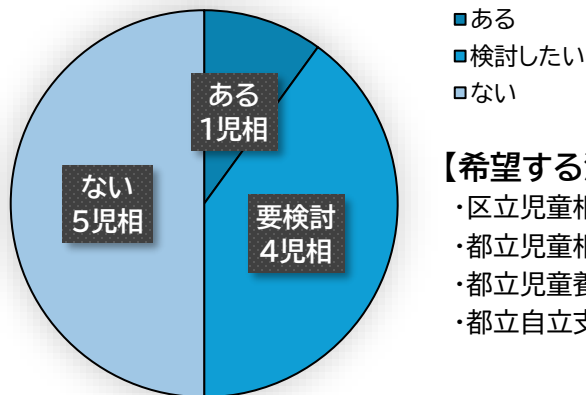
(回答)

- ・緊急入院、一時保護委託先の病床がなく、タイムリーに医療につなげていくことが困難
- ・入院治療の必要性は高くないが、行き先が病院しかないいわゆる社会的入院しか選択肢がないケースへの対応
- ・保護者への医療同意を取るにあたって、職員側の医療知識が十分ではなく、医療機関との連携に苦慮している状況がある

児童相談体制における現状把握のための調査結果(区立児童相談所)

【人事交流（派遣希望）】

(問)東京都を含む他自治体に職員を派遣したいという意向はありますか。【長期】(単位:自治体数/n=10)

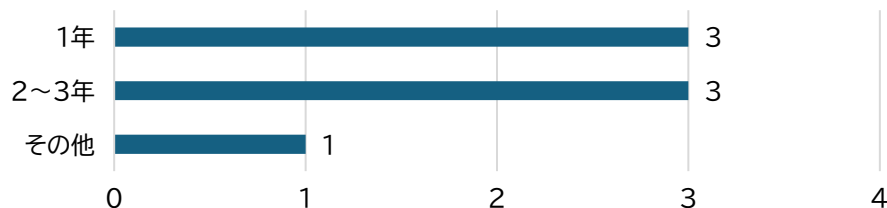


【希望する派遣先(回答数)】

- ・区立児童相談所(5)
- ・都立児童相談所(3)
- ・都立児童養護施設(1)
- ・都立自立支援施設(1)

「ある」「検討したい場合」、(問)希望する派遣期間

(複数選択可)(単位:自治体数)

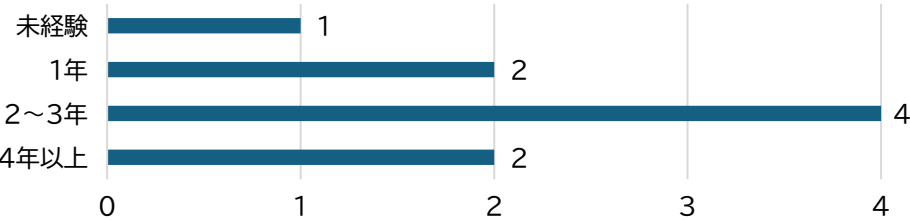


(問)「ない」と回答した理由を教えてください。

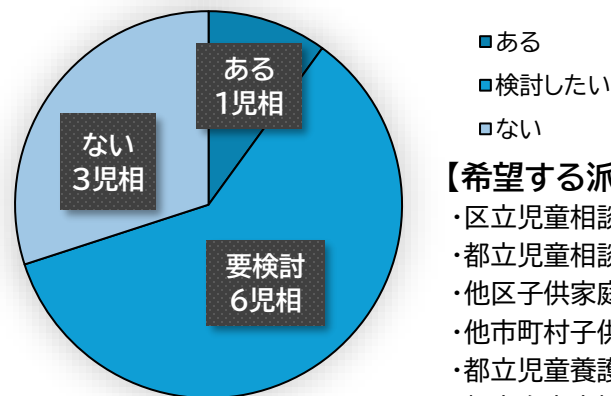
(主な回答)

- ・まずは自機関の運営と育成が最優先
- ・開所間もないこともあり、現員を割くのは困難
- ・区内部での人事異動によるジョブローテーションも安定的に行えてきた

(問)派遣される職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)東京都を含む他自治体に職員を派遣したいという意向はありますか。【短期】(単位:自治体数/n=10)

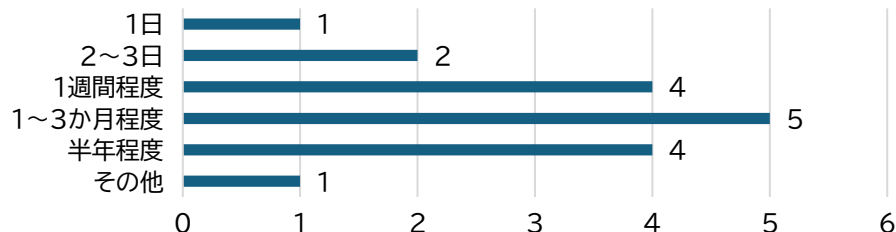


【希望する派遣先(回答数)】

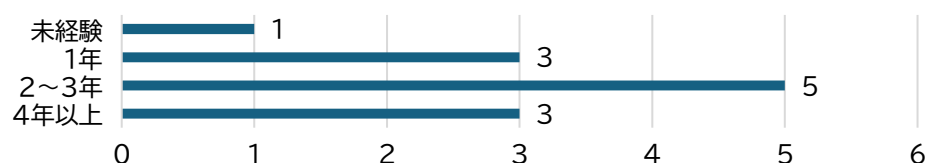
- ・区立児童相談所(6)
- ・都立児童相談所(4)
- ・他区子供家庭支援センター(1)
- ・他市町村子供家庭支援センター(1)
- ・都立児童養護施設(1)
- ・都立自立支援施設(1)

「ある」「検討したい場合」、(問)希望する派遣期間

(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)派遣される職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)希望する研修内容

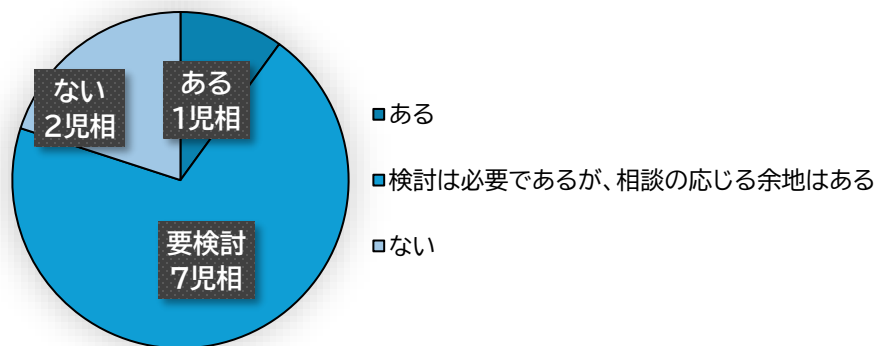
(主な回答)

- ・各職種の通常業務担当
- ・愛の手帳の判定から心理診断、心理治療への一連の対応
- ・受理から一時保護、措置までの流れ

児童相談体制における現状把握のための調査結果(区立児童相談所)

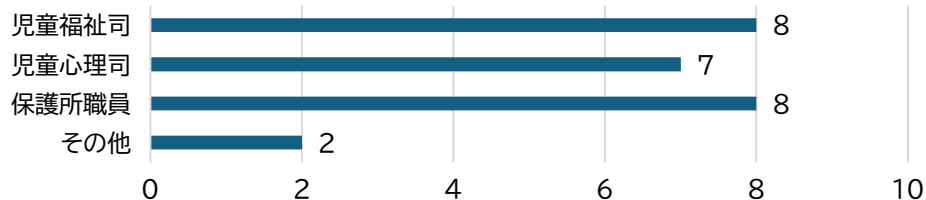
【人事交流（受入希望）】

(問)都児童相談所からの受入希望【長期】(単位:自治体数/n=10)

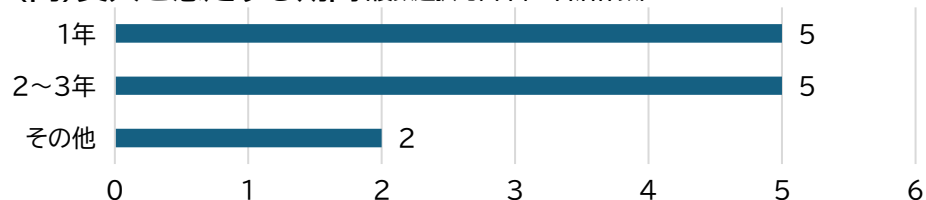


「ある」「検討したい場合」、(問)受入を想定する職種

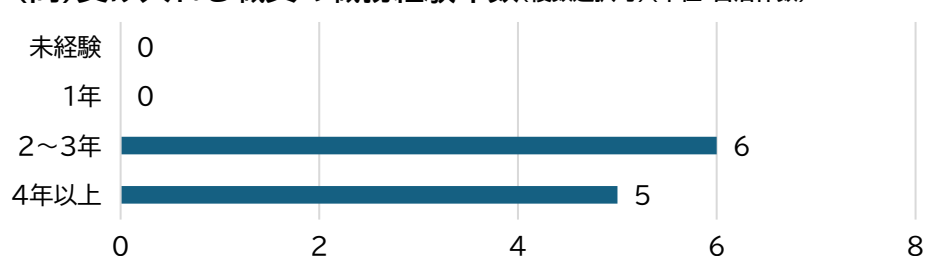
(複数選択可)(単位:自治体数)



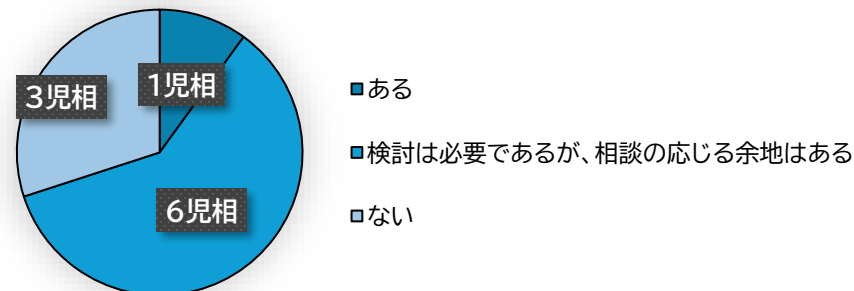
(問)受入を想定する期間(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)受け入れる職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)

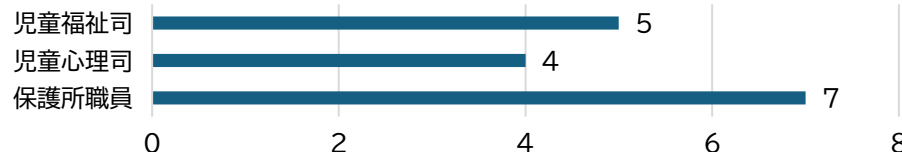


(問)都児童相談所からの受入希望【短期】(単位:自治体数/n=10)

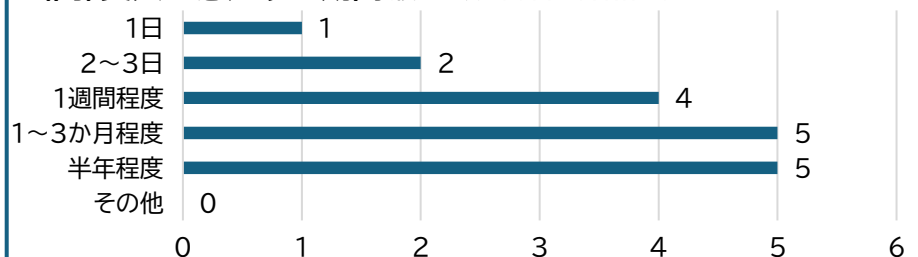


「ある」「検討したい場合」、(問)受入を想定する職種

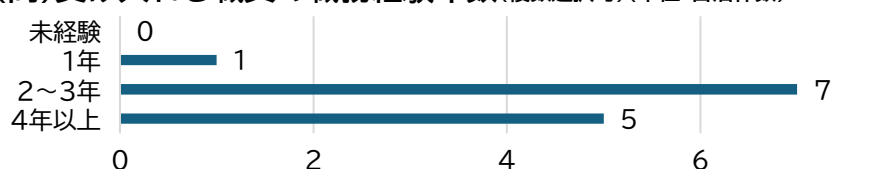
(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)受入を想定する期間(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)受け入れる職員の職務経験年数(複数選択可)(単位:自治体数)



(問)実施が想定される研修内容

(回答)・面接への同行、子家Cとの連携や会議における同席

- ・保護所の直接処遇、子供中心の取組み事例
- ・児童相談所における保健師の役割

児童相談体制における現状把握のための調査結果(区立児童相談所)

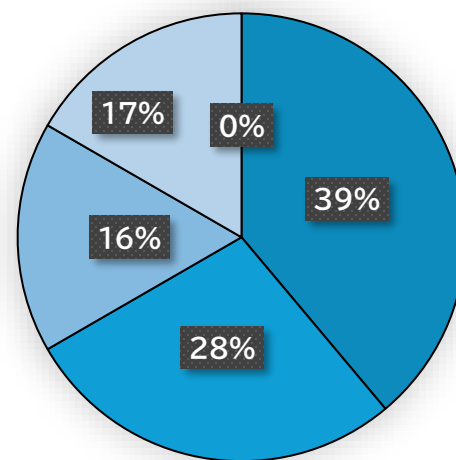
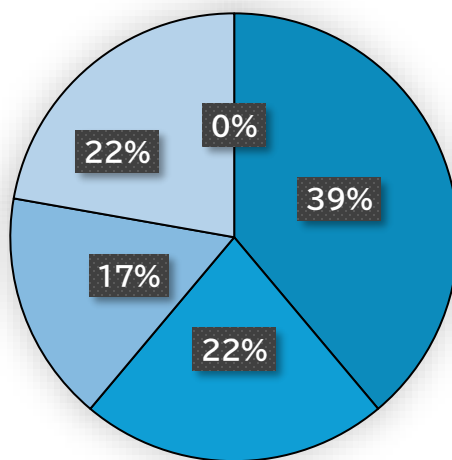
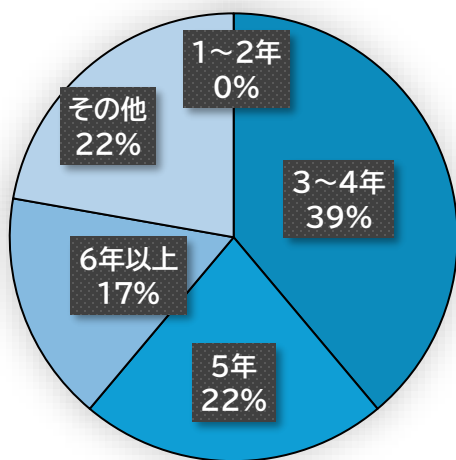
【人員配置・人事異動】

(問)一般的に、職員が同一部署にどの程度の期間在籍するか教えてください。(複数回答有)

【児童福祉司】

【児童心理司】

【保護所職員】



- 1~2年
- 3~4年
- 5年
- 6年以上
- その他

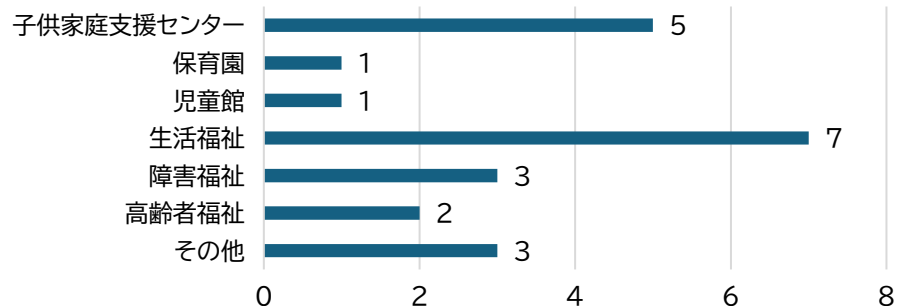
児童相談体制における現状把握のための調査結果(区立児童相談所)

【人員配置・人事異動】

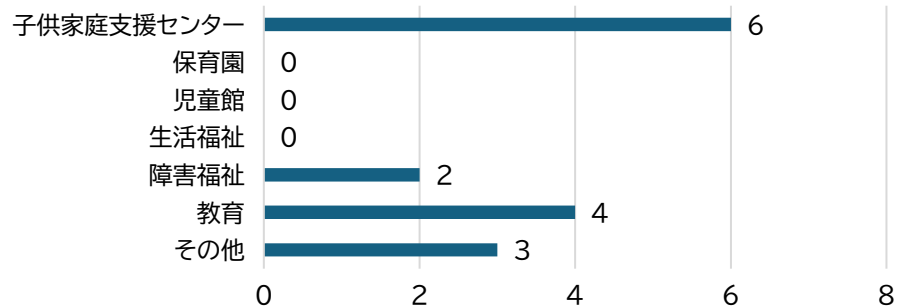
(問)他部署からの転入の場合、**どのような部署から転入**していますか(代表的なものを3つ以内で選択してください。)

(複数選択可)(単位:自治体数)

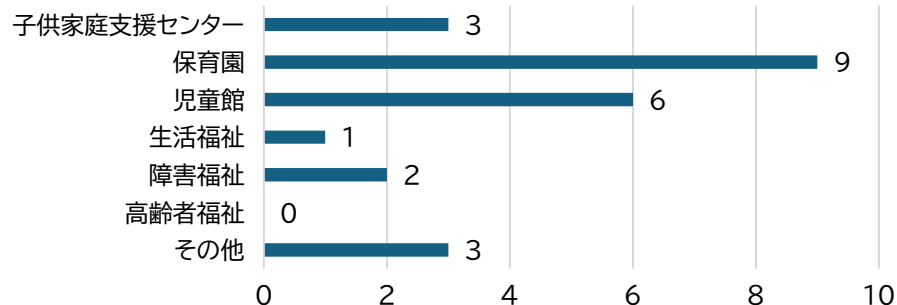
【児童福祉司】



【児童心理司】



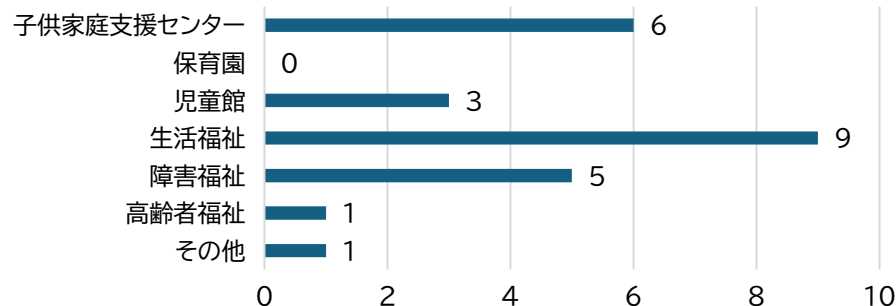
【保護所職員】



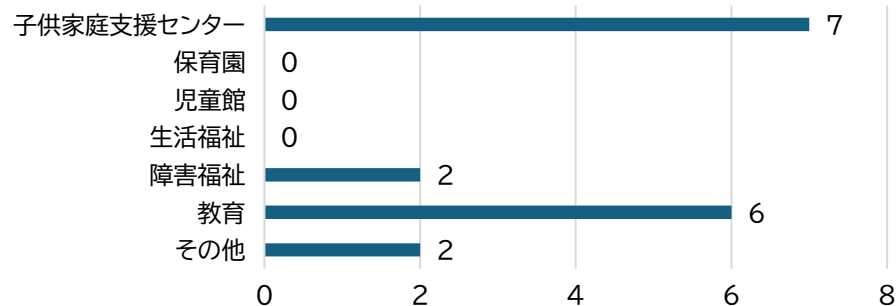
(問)児童相談所からの**主な異動先**として想定される部署を教えてください。(代表的なものを3つ以内で選択してください。)

(複数選択可)(単位:自治体数)

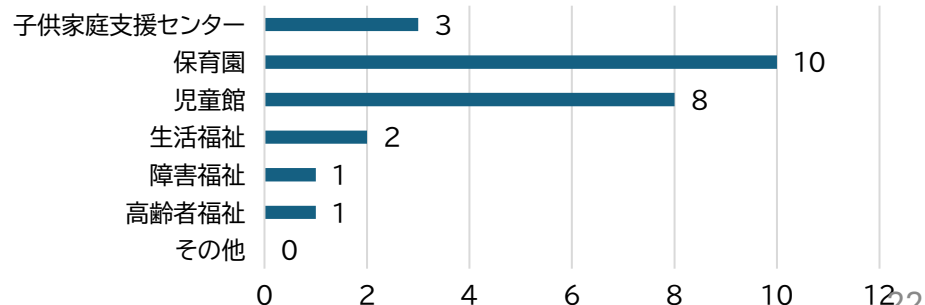
【児童福祉司】



【児童心理司】



【保護所職員】



児童相談体制における現状把握のための調査結果(区立児童相談所)

【その他意見】

(問)児童相談所で従事する職員の異動先の確保やキャリアプランの策定に当たり課題を感じることはあれば教えてください。

(主な回答)

- ・経験を蓄積した人材が人事異動し、ノウハウの蓄積が困難
- ・心理職の異動先が限定されている
- ・児童福祉司の専門性を向上できる異動先(施設等)がない
- ・児童福祉司は、同じ福祉職でも障害、高齢、生活福祉等分野が全く異なり、福祉職のキャリア形成が困難
- ・児相経験のある管理職の確保が困難

(問)その他、人材の確保・育成・定着について課題や都に対する意見等があれば御記載ください。

(主な回答)

- ・専門職(児童福祉司等)について、自区他部署からの異動者希望者を増加させることが課題
- ・経験のある職員が少ない中、SVの確保が難しい。
- ・経験者採用の新規採用職員が多く、大学卒業直後の採用職員が減少しているため、同世代の職員がいない、少ないといった状況がある。
- ・開設当初に新規採用で児童に配属された職員が異動の時期を迎え、新たに育成しなければならない職員が多くなっている。

【ヒアリングにおける主な意見】

- ・他区や都との交流がないと専門性が向上しない
- ・人材育成等について東京全体で議論したい
- ・現在は自区内における職員の育成が優先
- ・自区内でジョブローテーションを回すことが基本